

平成26年 第2回定例会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

平成26年6月11日 開会

平成26年6月13日 閉会

美 深 町 議 会

平成26年第2回定例会  
美深町議会会議録  
第1号 (平成26年6月11日)

---

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号 (平成25年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告)
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第27号 (美深町税条例の一部改正)
- 第 8 議案第28号 (美深町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 9 議案第29号 (工事請負契約の締結の決議事項の変更)
- 第10 議案第30号 (北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更)
- 第11 議案第31号 (北海道市町村総合事務組合格約の変更)
- 第12 議案第32号 (平成26年度美深町一般会計補正予算 (第4号))
- 第13 報告第4号 (総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査  
の報告)
- 第14 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君  | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君  | 4番 南和博君   |
| 5番 中野勇治君  | 6番 山本進君   |
| 7番 諸岡勇君   | 8番 林寿一君   |
| 9番 岩崎泰好君  | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 |           |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川浩君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長谷川浩君	事務局副主幹	角田敏彦君
------	-------	--------	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。

本日、林君から欠席の申し出がありそれを受理しております。

定足数に達しておりますので只今から平成26年第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において3番藤原君、4番南君の両君を指名いたします。

---

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日から13日までの3日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から13日までの3日間と決定をいたしました。

---

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせませす。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました請願・陳情等について申し上げます。

請願ではウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願の1件であり請願文書表により所管の常任委員会に付託しております。陳情等では、1、農業委員の体制に

あたっての願い。2、平成26年度理科教育設備整備費等補助予算についてのお願い。3、特定機密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する陳情。4、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について。5、地方財政の拡充を求める陳情書。6、住民の安全・安心を支える国の出先機関の拡充を求め公務の民営化独立行政法人化業務委託化に反対する意見書についてご協力の依頼。7、商店街活性化事業（プレミアム商品券販売事業）に対する助成についての要望。8、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める要望書。8、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める要望書。10、平成26年度北海道最低賃金改正等を求める要望書。11、特定機密保護法の廃止を求める要望書の11件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社美深振興公社にかかる経営状況を説明する書類。2、代表監査委員から4月及び5月実施の例月出納検査の報告書の2件はお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの条例の一部改正2件、工事請負契約締結決議事項の変更1件、規約の変更2件、補正予算1件、報告1件の合計7件、議会側提出のもの委員会報告の1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありましたものの職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は藤原議員ほか2名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼雅彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告として2件報告を申し上げます。まず1件は平成25年度の各会計の決算状況であります。もう1件は今春の農作業状況と農作物生育状況についてご報告を申し上げます。

まず初めに、平成25年度の決算状況でありますけれども、5月31日をもって会計を

閉鎖いたしましたので決算状況について一般会計から順にご報告を申し上げたいと思います。なお、決算額は千円単位の概数で申し上げたいと思いますのでご了解をいただきたいと思ひます。

まず、一般会計につきましては、平成24年度の国の補正予算による繰越し事業によりまして前年度を上回る決算規模となっております。歳入のうち町税は3億8,890万7千円、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は33億6,854万円でいずれも前年並みとなっております。歳出におきましては美深中学校改修・改築工事に着手したほか、民間賃貸住宅建設補助、小規模多機能型居宅介護施設整備補助などの事業を進めてまいりました。歳出不用額は1億1,267万3千円、予算額の1.8%となっております。また、平成25年度から26年度へ繰越した事業が6事業で12億3,500万5千円でこれらの一般財源は1億1,620万6千円となっております。繰越事業の詳細については報告第3号で説明を申し上げます。この結果、歳入54億1,012万4千円、歳出49億115万5千円、差引き5億896万9千円の黒字であります。ここから翌年度繰越し事業の一般財源を考慮した実質収支額は3億9,276万3千円でありましてこのうち約半分の1億9,700万円を財政調整基金に編入いたしまして残る1億9,576万3千円を26年度会計へ繰越ししたところであります。これもひとえに議会のご理解ご協力の賜物とお礼を申し上げる次第であります。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

国民健康保険加入者数は前年度から5.3%減少し国保税についても4.6%減少してありますが医療費において入院件数とも減により18.9%減少しております。これによりまして平成25年度の決算額は歳入6億9,805万7千円、歳出6億5,940万3千円、差引き3,865万4千円の黒字となっております。このうち、2,000万円を積立基金へ積立て残りの1,865万4千円を翌年度繰越しとしたところであります。国保財政調整基金の年度末現在高は8,733万2千円あまりとなっております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計決算について申し上げます。

この会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。平成25年度の決算額は歳入6,843万2千円、歳出6,842万3千円、差引き9千円を翌年度会計に繰越しますがこれはすべて後期高齢者医療保険料でありまして平成26年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となりますので実質収支はゼロとなるものでございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

第1号被保険者数は前年度比0.28%増加し、要介護・要支援認定者数は5.47%の

増加となりました。要介護認定などを受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費については12.8%の増となっております。平成25年度の決算額は歳入4億7,061万9千円、歳出4億6,596万6千円、差引き465万3千円を平成26年度会計に繰越したところであります。介護給付費準備基金の年度末残高は6,101万7千円あまりとなっております。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

平成25年度におきましては水道法に基づく認可変更、漏水調査、機械設備の計画修繕を中心に行い正常で安心な水の供給に努めてまいりました。決算額は歳入歳出ともに4,822万2千円で一般会計からの繰入金は2,987万9千円となっております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成25年度は公共下水道の拡張工事の2年目でありまして公共下水道事業長寿命化計画に着手するなど、環境・公衆衛生の充実に努めてまいりました。決算額は歳入歳出ともに2億3,972万2千円で一般会計からの繰入金は1億7,996万9千円となっております。

最後に水道事業会計について申し上げます。

水道事業につきましては清浄で安全な水の安定供給、経営効率化に努めた結果収益的収支で1,035万1千円の純利益が生じました。また、資本的収支では1,490万2千円の不足が生じましたがこれにつきましては当年度分の消費税及び地方消費税、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんした結果翌年度繰越現金は2億9,297万円となるものであります。

以上が各会計の決算状況の報告であります。

次に、農作業と現在の作況状況について申し上げます。

今春の農作業状況と6月8日現在の農作物生育状況について報告申し上げますがまず気象経過であります。今年は4月に入り気温が低く推移し頻繁な降雪により融雪が緩慢であったことから融雪期は平年より5日ほど遅れておりました。5月に入ってからの中旬ころまで比較的気温が高く推移しその後一時低温期間が続きましたが下旬以降は高温となるなど変動が大きい天候でありました。農作業の状況でありますけれども、今年は融雪が順調に進み圃場の乾きも順調であったことから耕起作業については水田畑とも平年より5日ほど早く進みました。播種作業についても水稻移植やばれいしょの植え付け小豆の播種作業などは例年通り進みテンサイは7日ほど早く作業を終了しカボチャ等の一部野菜を除いて作業はほぼ終えております。生育状況でありますけれども6月8日現在の主要作物の生育状況の調査ではテンサイが5日早く水稻・小豆・ばれいしょは平年並み、牧草は平年より3

日早くなっております。水稻のカッチャク係数の増は順調で畑地においても総じて順調に進んでいると申し上げることができると思います。特に、初冬蒔き小麦については小雨傾向であります。5月中旬から下旬のまとまった降雨により計数は順調に増加し生育は順調で上川北部管内でも上位の生育状況となっております。一部土壌水分や追肥地域の違いにより圃場間の格差はありますが出穂が始まりつつあるわけであり、北はるか農協物流センターのアスパラガスの共選作業は5月15日からスタートし、昨年は5月29日でありましたが5月中旬から後半にかけての低温や6月に入って以降の小雨・高温により穂開きが見られ品質低下があつて収量減が若干見られます。恩根内放牧場への入牧につきましては牧草の生育状況もよく5月30日に終えたところであります。放牧頭数はほぼ計画通りでありまして乳牛・肉牛を合わせて428頭となっております。この後、馬を含めた途中入牧は40～50頭を見込んでいるところであります。

以上が農作業状況と農作物の生育状況の報告といたします。

決算と併せて以上2点の行政報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の行政報告にお尋ねの向きがございましたら発言を願います。ただ、今定例会から答弁側に複数の職務のところがございますので議事録の記載関係上氏名を付けさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

それでは発言をお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 発言なしと認めます。

---

◎ 日程第5 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第3号 平成25年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてです。

提出者の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 議案書の26ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 平成25年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度美深町一般会計予算の繰越し明許費について別紙の通り翌年度に繰越したので地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。27ページ最終ページになります。

平成25年度美深町一般会計繰越し明許費繰越し計算書であります。

平成25年の10月30日第6回の臨時会それから平成25年12月13日の第4回の定例会さらには平成26年3月17日の第1回の定例会においてそれぞれ決議を受けました6事業の繰越し計算書の報告となるものであります。6款農林産業費、1項農業費、事業名、恩根内放牧場草地整備事業であります。天候不順による繰越しということで金額につきましては488万3千円、翌年度へ繰越額は同額であります。これらの財源についてはすべて一般財源となっております。7款商工費、1項商工費、事業名、美深温泉木質バイオマスボイラー施設整備事業であります。補助事業の採択によりまして繰越しを受けたものであります。2億1,840万円、翌年度繰越額同額であります。財源の内訳であります。1億4,130万円については森林整備過疎化林業再生事業補助金ならびに交付金これらを当てるものであります。残り7,710万円については一般財源を活用するものであります。8款土木費、5項住宅費、事業名、町有住宅補修事業これらも天候不順による繰越しをさせていただくものであります。繰越しの議決額730万円、2月18日の入札を行いましたので入札金額の繰越額となります。712万8千円の繰越しで財源についてはすべて一般財源でございます。10款教育費、4項中学校費、事業名、美深中学校改修・改築事業でありまして継続費の2年目の部分であります。5億5,098万5千円の議決を受け同額の繰越しであります。財源につきましては5億4,759万9千円、学校施設環境改善交付金それから補正予算債、公共施設整備基金これらの財源であります。残り338万6千円につきましては一般財源となっております。6項保健体育費、町営プール改修事業、人手不足による事業の繰越しということでありまして議決を受けた額1,968万9千円あります。2月18日の入札契約金額1,933万2千円の繰越額でございます。財源については全て一般財源となっております。7項学校給食費、美深町学校給食センター建設事業であります。議決を受けた金額2億3,427万7千円あります。翌年度繰越額同額であります。財源については未収入特定財源として先ほどの中学校の改修工事と同じ内容となっておりますが4億2,990万円が未収入特定財源となっております。残り437万7千円については一般財源となっております。以上繰越し6事業合計12億3,553万4千円の議決を受け翌年度に繰越しをした額12億3,500万5千円となるものでございます。未収入特定財源の合計は11億1,879万9千円あります。一般財源の合計については1億1,620万6千円となるものであります。

以上、平成25年度 美深町一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告といたします。

○議長（倉兼政彦） 説明が終わりましたので報告第3号に関しお尋ねの向きがあれば発言を願います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ本件報告済みといたします。

---

◎ 日程第6 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許しますが、その前にもし暑い方がおられましたら上着を外されて結構です。

それでは3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 一般質問を行います。

今議会から一般質問がこの一般質問専用席という形で行うということになりましたのでこの後の答弁含めてすべてこの場所を利用して質問をさせていただきたいと思っております。一般質問項目、社会福祉について、件名、安心して暮らせる町づくりについてお伺いするものであります。安心して暮らせる街づくりを進める中でいろいろ町の中で政策があるわけですがその中でも高齢者支援、福祉対策というものが重要な位置を占めているということも皆が承知のことではないかと思っております。その中でも独り暮らしの高齢者が増えてきておまして少しでも安心して暮らせるためにということで町の方としても安心ホットカプセルでありますとか買い物支援事業等を進めてきているところでありますがまだまだ支援に対する期待は高まってきており独り暮らしの高齢者に対しては安否確認等の運動というものが安心感を持っていただくために有効な手段ではないかと思っております。また、北海道では同じような高齢者支援の1つとして今後成年後見人制度の運用の充実を目指しまして一般市民を担い手にした市民後見人を1,200人の登録を目指すという目標も掲げているところであります。これに対して美深町での現在の取り組状況、今後の取り組みに對しまして意見を伺うものであります。1つ目、町内で進めています安否確認事業の現状をまずお伺いいたします。2番目として、安否確認等で緊急事態等が発生した場合各機関が連携して対応していくためのマニュアルというものは存在するのかどうかについてもお伺いいたします。3番目、成年後見人制度に対する町の考え、取り組みについてお伺いをいたします。4番目、これと関連しますけれども制度利用の利用者が現れた場合今の段階でどのような対応をされていくのかについてもお伺いをいたします。5番目、今後後見人制

度に対して必要となってくる対象者がどのような状況になっていくと考えるのかについてもお伺いいたします。6番目、これらの事業活動をすることによって美深町としてどのような地域を目指していくのか、この地域像についてもお伺いをしたいと思います。以降に関しては町長の答弁以降もこの場所に座って対応をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今藤原議員から社会福祉の安心して暮らせる町づくりについてご質問がございました。どのような意見かという質問でありましたけれども答弁をさせていただきたいと思います。高齢化と合わせて従来から引き続く核家族の中でひとり暮らしの高齢化に対する支援を実施するということで安心して暮らせる街づくりを進めるということは重要なことでもあります。ご質問にもありました安心ホットカプセルの配置事業など緊急の場合の対策であるとかさらには買い物支援宅配事業など日常生活の支援にこれらの取り組みが一定の効果을上げてきているという認識でございます。また、ひとり暮らしの高齢者などの安否確認による孤独死の予防であるとか早期対応について関係機関との連携により取り組んでいるわけでありましてけれども、認知症などによる財産管理や契約行為などこれらが困難でできない方については成年後見人制度の活用に対し必要な相談を対応しているという状況であります。これら独り暮らしの高齢者が安心して生活できる地域づくりについては地域の皆さん方と連携をより充実できるものと、連携することによって高齢者が安心して生活できる地域づくりができるものという考え方で進めているところであります。

先程、冒頭そういうことで安否確認の事業の現状、さらには安否確認で緊急発生するマニュアルの状況、さらには成年後見人に対する町の考え方・取り組み、さらには制度利用希望者が現れた場合の対応、今後制度の対象者がどのような状況になってくるのか、それらの事業活動による目指す地域像ということでございましたけれども、これらは一問一答でありますから具体的な話になるのだらうと思いますのでご答弁を自席でさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） それではまず1番目として、安否確認等の現状ということで事業等を進めている中でおそらく私の知っている範囲ではそのような事例はおそらくまだ見つかっていないのかと思っておりますけれども、安否確認はいろいろ事業が立ち上がっているわけでありましてけれども例えば3つあれば足りないけれども5つだったら十分だとかという問題では当然ないわけでこれらの活動の目指すところというものは当然あると思うのですが、もしそのような場合どのような形で目指していくのか。私が思うには、こ

ういう事業というものを通じて地域全体が関心を持ち地域住民が声を掛け合う、そういった環境をつくっていくということが目指すところではないのかと思っているわけですが、これに関して町長はどのように思われますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 安否確認の状況・現状等についてでありますけれども、それぞれ地域を担当する民生委員の方々の訪問活動が行われているわけでございます。平成24年度からは安心ホットカプセルの配置事業等々により1人暮らしの世帯等の実態把握を図りながら万一の際に必要な緊急連絡先の登録等々も進めているところでございます。配置事業としては今現在の関係でありますけれども26年3月末現在で417世帯という配置をしているところでございまして救急医療に対する情報であるとか緊急連絡先これらをカプセルに入れて自宅に配置をし、さらに町の地域包括支援センターこれらのシステムへ情報の登録をしているところでございます。これにより万一の緊急医療に役立てるほかご家族などへの緊急連絡をスムーズに行われるように効果があると考えているわけでございます。また、ニューパブリック協議会による買物支援であるとか宅配事業についても安否確認を見守る一助になるのかと思っております。25年度のニューパブリックに登録されている数等については只今53件の登録であり年間利用は237件ほどでございます。これらの事業を通しながら26年度事業においてはさらに防災情報の防災端末であるとか安否確認の実証といいますかこれらを予定しております、関係機関、民生委員、自治会も含めてでありますけれども協力した訪問確認などさらに一層の体制づくりを進めていかなければならないと考えております。それと、地域住民がこれらの以外の方々がどうやって関わっていくのかと、これは1番大事なことでありますけれども隣近所の自発的な見守りの取り組みを進めていきたいと考えております。夜になっても明かりがつかないとか家を訪問しても出てこないですとか、さらには郵便物や新聞受けがたまっているという状況があるわけでありまして、そういう場合については地域の取り組みとして必要な啓発・助言が必要でありますけれども早急にそれらのそれぞれの連絡先といいますかあるいは行政でも良い訳でありますけれども連絡をいただいて連携をさらに密にしていかなければならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今町長のお答えを聞いておりますとまさに今行っている宅配だとか福祉会等でも行っている安否確認の事業というのは町長がよく使っている言葉で住民がそういうことを気にかける機運づくりの一端として機能してくれれば本当にありがたいと思うわけですが、町長が最後に言った近隣住民等が自治会も含めてそういうも

のを確認のできる地域づくりといたしますかそこが1番の目指すところではないかと私も思っているわけでありますけれども、その場合例えば今行われている事業の中で何か緊急的なものが起きた場合に関してはどういう形で連携して情報を共有し対処していくのか、これは各事業の中でも本当に発生した場合というのは結構混乱をきたす部分もあるのかと思っているわけですが各地域住民の中でもしそういう状況に遭遇した場合なかなかどうしようということによって逆にそのことによって声のかけづらい状況がうまれてしまったり話としてそこで終わってしまいますので、なるべくそういうことがあってもこういう対応でやっていけるのだということが事業者だけではなくて地域の中でも共有できるような共通の対応のマニュアルというものを早急に準備して住民が多くをそのことを知るということを取り組んでいく必要があるのではないかと。また、そういった緊急事態を想定した各機関との連携・訓練というものも必要なのではないかと感じております。質問としては1番から2番と重複になっておりますけれども、そういった訓練等もできるようなマニュアル整備というものを今後早い段階で必要になってくるのではないかと考えておりますけれどもその辺に関しての作業等が進行中のなのかまだこれからなのかも含めて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 緊急事態が発生したとき関係機関との連携等の具体的なマニュアルというのは示していないわけでありますけれども緊急の場合町であるとか警察であるとか消防署であるとか近隣の方々とも一緒にやるわけでありますけれども、ともども一緒に家の中に入るとかこういう連携ができておりますのできちんとしたマニュアルは未作成でありますけれどもそういう連携ができるように対応しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 町長がおっしゃるように多分、個別的にはこういった場合にはどうしようということはそれぞれの部分の中では確立はしているのではないかとと思っておりますけれども、それぞれの例えば警察との関係、あるいは保健センターとの関係、発見者との関係ということでその辺が共通として理解のできている部分が一本必要ではないのかと。といいますのは、自分のところの自治会の話になりますけれども、先月どうも不安な状況になっていると、安否が確認できないということがありまして緊急に電話をいただきまして私もすぐその現場に行ったわけですが、状況等を聞きながらいつもだったら出てくるのだけれど出てこない、そこからスタートしましてではどこに連絡しようかということで消防なのか保健福祉課なのかといろいろ電話をして対応をして保健福祉課にも来て

もらったのですけれども、もしも緊急的なものが発生した場合にはきちんといくものか、私も当事者になって結構調べながら相談をしながら時間がかかりまして結局なんだかんだで1時間ほど時間を要してしまったわけです。私も初めての経験だったので、そういった場合には本当に緊急の場合にはその1時間強というものが緊急的なものでもし倒れていたのだったらどうだったのかと反省も含めてあったわけですが、たまたまその場合に関しては事なきを得て問題はなかったわけですが、これは私どもも非常に貴重な経験といえますかこれをみんなに知っていただきたいということもありまして本当にそういったことが起きた場合に保健センターとの連携の取り方、警察との連絡のとり方これはなかなか私が思うように事が進まなくてクリアしなければならないものが結構ありました。そういったことで連絡をとりながらそこそこで対応をしてもらってこれはどうするのかという中で進めさせていただいて結局1時間ちょっとかかってしまったということもありましてなんとか発見した場合にはここに連絡をすると、それを受けて次警察との連携をどうする消防との連携をどうするというその辺の緊急対応マニュアルというものを各関係機関独自ではなくて連携した形の中で1本作ってはどうかと、作ったからといってすべて当てはまるとは限りませんがそういった対応書というものをひとつそろえてそれに必要な部分の情報を加えて対応していくということが必要なのかと感じたわけがありますけれども、そのようなことを整備することによって例えば各自治会の担当者だとかそういう取り組みに回っている方のみならず隣近所あるいは地域の中でちょっと変だなといった場合に誰か言ってくれる人を頼むのではなくて自分の中からではここに電話しようとかそういう形になってくれれば非常によいのかと思っておりますけれども、そういった形がとれるように声かけできる人が不安にならないようなきちんとした共通マニュアルというものも早急に備えるべきだと思うわけですがこの件に関してもう一度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今言われたようなことを考えながら整理をしていくわけでありまして、今基本的な考え方として持っているのは、まず1人暮らしの緊急な状況事態にあるときに地域住民がその場で本人の状況確認ができ急病であるとか具合が悪いと判断される場合にはまず消防署、そして犯罪であるとか事件と判断される場合は警察署に連絡をする、さらに長期に所在不明であるとか住居からの応答がない等の場合は町へということでケースバイケースでありますけれども基本的に考えておりましたこれらを含めてマニュアル的なものを整備していく必要があるのかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君）　こういう状況というのは今後まだまだ増える可能性があるのかと感じております。町長も今答弁の中で例えば具合の悪い人がいる状況が把握できれば消防だとか事件だったら警察とその他把握のできない場合は役場の保健福祉課ということでもまず第一報としてはそこになるのかと思っておりますけれども、その第一報を受けて当然その当事者がどのような次の段階になるのかということも含めて整備していくことが必要だという認識で立っておられますのでこの件に関しては今後こういう事態を想定した動きが当然考えられるわけですが、それに対して先ほど言いましたそういうものを想定した連携訓練といいますかそれもどこかで実施してもよいのかと思います。たまたま今日ですけれども特別養護老人ホームが火災を想定した避難訓練を実施しているわけでありましてけれどもそういった個別的なものもやはり訓練というものは緊急時に備えてやっていないのとやっているのではだいぶ違うのかと思いますけれども各機関とも連携を含めた訓練についてはどう思われるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　大変良いことだと思いますので、できるものならそういう方向で努力をしていきたいと思っております。ただ、それぞれの関係機関との調整等々がありますのでみんながそういう方向に向いていかないと上がってこないのかと思っておりますので方向性については理解をしておりますので努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君）　3番　藤原君。

○3番（藤原芳幸君）　まさに各機関の方向性があるので、だから訓練の意味があるのかと感じておりますのでぜひともそういうことが早急に実現できるようにマニュアル等の整備を進めていただければと思っております。

続きまして、同じような形で認知症の方に対する支援の中で成年後見人制度に対する考えということで、たまたまでしょうけれども道が取り組を始める際にいろいろな取材の中から取り組んで進めている町村、考えている町村、まだ考えていない町村という報道があったときに美深町に関してはまだ取り組んでいない町村という位置づけで報道がされていたわけでありましてけれども、決してそうではないのかと思っておりますけれどもその辺に関して町長は多分取り組等をされていると思うのですけれども現在の状況の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　成年後見人制度に対する町の考え方、取り組み状況等でありましてけれども、何年前からこれらが課題になっておりましてそういうことを要する要支援をしなければならぬという人も1人いると聞かされていた状況であります。従いまして困

難な方々については成年後見人制度というのは難しいいろいろな種類があるわけでありましてけれども必要が高まると考えておりますのでこれについて対処していくということにしております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 現実としてやはりそういう対象が現在も見受けられますし今後も増えていくだろうという認識だと思いますが、道としていろいろな成年後見人制度の中でも専門職でありますとか専門職では足りないので今回は市民後見人という形でそういうことのできる人を増やそうという提案がありまして実際に他の町村でもいろいろ進んでいる部分があるわけですがけれどもまだ制度的には24年の4月1日にスタートしたということもありまして他の町村等ではこういった状況を把握するためあるいは知ってもらうための取り組みがまだ中心になっているわけですがけれども、町として一般町民の中から一般市民後見人というものを作っていくという状況が今あるのかどうなのか、そのへんをまずどう考えているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど申し上げましたように後見人を要する方、支援をしなければならぬ方が1人いるのではないかと申し上げたわけでありましてけれども、そもそも後見人の制度はいろいろな形があるわけでありましてけれども成年後見人、補助人、補佐人という区分けもありますし代理権限といろいろ異なるわけでありまして。さらに後見人をつけるに当たっては家庭裁判所そしてたとえば家族であれば配偶者であるとか4親等以内の基本だとか親族がいない場合はどうするのかとか、市町村長がやらなければならないといろいろな形があるわけでありまして。そして後見人になれる人というのは一般的な話で申し上げますけれども弁護士であるとか司法書士であるとか社会福祉士であるとかこういう専門の方でございます。当町には社会福祉協議会がありますけれどもなかなかこれに具体的に専門に答えていくような方々が果たしているのかどうか、私は今のところ残念ながらいいのではないかとそのように思っているわけでありまして。また、これらに掛かる費用であるとかお願いをする先生方々の決め事も作らなければならないと、今ご質問がありました市民後見人をつくるたかと道全体で1,200人くらいという報道もあるようでありましてけれども、しかしながらわが町に市民後見人的なものを作るだけの町の規模といえますか力といえますかあるのかどうかよく考えてみなければならないと思っております。今それに取り組むということにはなかなかないと思います。制度としては場合によっては理解をしているつもりでありますので具体的にどのような形が良いのか、ただ市民後見人制度というのはなかなか難しいと思っております家族であるとかそういうところ家庭裁

判所等の判断にもよりますけれども場合によっては町村長なり町の有識者といいますか一定の研修を受けた方等に当たっていただくということが場合によってはあるかもしれませんがけれども、今言われている市民後見人という部分についてはという状況でございます。これは今の段階であって、従ってわが町ではなくて広域的な考え方も必要かと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今町長が言われたとおり後見人制度も非常に中身が広いのと難しいということもありまして一つの町でもってすべて網羅するというのは非常にハードルの高い事業であるというのは私も勉強をしていく中で知った部分でありますけれども、そういう中で専門的な後見人と言いますと町長の申されたように弁護士であるとか社会福祉士そういった方々からなっていくということになると非常に対象が狭くなるという中で市民後見人という形でその補完という形を作ろうということで進んでいるわけですけれども、ただ、町の規模等でいうとなかなか難しい部分があるので予想の中では、では広域の中で整備していこうということも当然出てきて町長も最後に答弁があったとおりそういうのも見受けられてきておりますので私も美深町の中でというのは現実的にかなり難しい部分もあるかと考えると広域としてどう取り組んでいけるのかと、また隣の名寄市は福祉の科目の大学もございますしそういったものも連携したら可能な部分もあるのかと思っております。そうなった場合には美深町の方からも当然そういう声かけというものもして広域的な活動の中心になっていけるような形というのが取れたら良いと思っているわけですけれども、福祉のまちとして美深町もやって来ておりますのでそういった場合には町長ぜひ美深町の方から音頭をとるような形でそういう仕組みづくりの立ち上げといいますかそうやっていただければ非常に心強いわけでありましてけれどもその辺に関して町長はどう思われるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 広域的な関係については広域と一言にいってもいろいろな行為があるわけで具体的に頭の中で今想定するところの辺では名寄を中心に考えなければならないと、そうみたときにやはり名寄の考え方動きを十分参酌しながらわれわれのもの言い方も含めて考えていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 後見人制度は終わりました、先ほど申し上げたような安心・安全なまちづくりの取り組みというものは冒頭申し上げました通り地域全体が関心を持ってくれてその結果として高齢者だけではなく子育ての世代であり働く世代であり子供たちもこの地域で安全に暮らせるまちということにつながるのが1番の目指すところではないかと思っ

ております。たまたま今回は高齢者問題の福祉を中心に話をさせていただきましたが、こういった地域づくり、コミュニケーションづくりにおいては美深町が暮らしやすい町安全・安心な町というふうには必ずつながっていく部分その中の一部の施策ではないかと思っておりますけれども、町長はこの安心・安全な町づくりということに対しての地域の連携同じような意見だったと思いますけれどもそれに関して再度町長の地域に対する安心・安全のまちづくりの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 残念なこともたまには起こりますけれども常に私は挨拶の中等々でもお話を申し上げているのは、わが町はお陰様で災害もあまりなく安心・安全な町ですと、ここ3年ほど事故死等々もなくしてお陰様で皆さんのご協力をいただいてということを上申しているわけでございます。今議員から心配されるいろいろな話も出たけれども全体的にはかなり一定レベルをもった安心・安全な町だという認識をもっております。しかしながらより一層今ご指摘のような部分も含めて取り組んでまいりたいと思っております。ただ、そうは言うものの家族関係だとか近隣の関係が少し気薄になってきている部分も心配しないわけではございません。お陰様で自治会を含めてうちはかなり全道でも画期的な取り組みをそれぞれされておりますのでそういう部分について大いに期待をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 一般論になりますけれども安全・安心な町ということで検索しますと、出てくるのは犯罪が多いか少ないか、事故が多いか少ないか、事件が多いか少ないかとその部分がまず出てくるわけです。安全で安心なまちづくりで先ほど言った地域住民のコミュニケーションだとかというものというのはなかなか出てこないわけです。そしてもうひとつ安心・安全と環境保全ということでいきますと、自然の環境を守る例えば川を守る、山を守るといった自然のことの保全が中心になって一般論としては出てくるわけです。ここでいう安心・安全なまちづくりをしてこれらの環境を地域で子育てをする住民も含めて次世代に残していくということを考えた場合に美深町というのはそういった犯罪が少ないのはみんな承知の通りなのですけれども、残していくもの残していく環境というのはそういった自然環境ばかりではなくて皆さん生活をしていて気付かない部分があるのですけれども生活環境という環境も次世代に是非とも残していきたいと思うわけであります。この生活環境というのは都会ではだいぶ隣近所との関係が疎遠になっていくと、ただ美深町においても、では昔あった関係そういった生活環境というのが今も残っているのかというと残念ながら希薄になってきている部分もあるけれどもまだまだ残されている部分と

いうものがあるのではないかと、その生活環境というものをしっかり守り育てて次世代につなげていくという町をぜひ目指していきたいものだと思っております。そしてその生活を美深町の自然環境はもちろんこういった生活のしやすい環境というものもしっかり守り育てて次の世代に伝えていってみんなで築く輝くまちという大きな目標を達成できるようにぜひとも私たちも含めていろいろな地域活動の中あるいは行政の活動の中からそこを目指すということをしかりとやっていっていただきたいと思うわけでありますけれども、最後に町長に自然環境だけではなく生活環境もしっかり守り伝えるという件に関して答弁をいただきまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 自然環境だとかいろいろ言われましたけれども何をもって自然環境、安心・安全でわが町の聞いていると住みにくい町なのかなと心配になってきたのですけれども、そうではなくて非常に先ほど申し上げたように平均点以上はもらえるそして住民参加もしてもらえるそして町としての行政支援もハードのみならずソフトも細かく取り組んでいると認識をもって行政を進めているつもりでありますので何を言わんとして質問をされたのかなと答弁に苦しんでいるところでございます。ただ今進めているソフト部分を含めてそしていろいろな取り組みの支援等々についてもきめ細かくやっているつもりでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 決して住みにくい町ではなくて、このよい生活環境のある美深町というものをぜひとも次の段階に残せるように取り組みを続けていっていただきたいという思いでみんなで築く輝くまちをめざしてほしいという思いで発言したわけでありますけれども、その辺は町長も十分理解をしておられるものと思いますので私の発言はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で3番 藤原君の一般質問を終わります。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 一般質問の場所が変わったわけですがけれども、もうひとつ変わったのは水がなくなったということであります。

私が通告をいたしました件は農業であります。件名としましては農業政策、農産加工品の充実を図るべき所見をうかがうものであります。その質問の趣旨につきましては美深町の基幹産業であります農業従事者は高齢化が進んでおりまして耕作の放棄地面積が増えています。特にその理由としては高齢者のリタイヤが急激に拡大をしているということでも

た担い手がない地域が多く本当に担い手が少ないということで地域が増えているということです。5年乃至10年後には生産力も急激に落ちるという懸念があります。平成24年から農水省で開始されました人農地プランは農地政策の基礎であるとしてその作成と定期的な見直しが推進されていきました。今回また平成25年の12月に農林水産省から新たな農業農地政策が始まりましてこれを具体化しようとしている今日の情勢であります。こういった情勢の中で美深町としましてこの状況の中で美深町の農民のみなさんに安心して営農を続けられるというものが望まれるわけでありまして行政的な感覚での美深町の取り組みの現状についてと課題等についてお伺いをいたします。

さらにもうひとつは、要旨の中で農業生産物の加工ということであります。これは昨年の決算審査等にも意見として出されているところでありますけれども、特に、当町の特産品の開発といったものも一定程度進んでいるわけでありましてこれらの充実等についてもお聞きをするものであります。まず、1番目でありまして、制度見直しの中で26年度のみ制度の対象農家または新たな制度以降選択せざるを得ない実情というものが出てくると資料等にあるわけでありまして、これについてお伺いをいたします。2番目でありまして、これはまだ最終決定ではないと思っておりますけれども農地の中間管理機構が設立されるということになってきておまして国の予算等についてもこれについては予算化されているところでありますがこれらについての対応、考え方等についてお伺いをいたします。続きまして4番目、これもまた新たな農地政策のひとつでありますけれども、米の政策の見直しであります。生産者に与える影響というものが大きいのではないかと思いますけれどもこれについてもお伺いをいたします。農業政策のもうひとつの項目であります、これも農業の生産物の加工産業ということで美深町でも振興室等の中でも充実をされてきていると思っておりますけれども加工産業の充実というものが非常に大切になってきているということで6次産業化ということもあるわけでありましてこれらの加工の充実についてどのような考えをもっているのかお伺いをいたします。それから具体的であります6番目です。加工産業の中でも特に最近では野菜の乾燥品というものも市場に出てきておりますし乾燥を加えて同じ加工であります冷凍食品等の特産品の加工という形でこれも出されておりますが美深町でこういった野菜の乾燥品、冷凍食品などの農産物の特産品の研究といったことについてお伺いするものであります。

以降についてはこの場でお伺いをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今諸岡議員から農業、農業政策、農産加工等々の充実について所見を求められておりますのでご答弁を申し上げたいと思います。国は昨年12月に新た

な農業農村対策ということで農地の中間管理機構の創設さらには経営所得安定対策の見直し、水田フル活用とコメ政策の見直し、日本型直接支払い制度の創設、この4つの改革を国として示されているわけであります。改革においては農業の生産力を維持向上させ農村の活力を取り戻すために農業を足腰の強い産業としての政策と共同活動を通じて多面的な機能を発揮するための地域政策この車の両輪とも言われる部分で関係者農業者一体となって取り組む必要があると国は言っているわけであります。その背景としては農業従事者の高齢化や耕作放棄地といわれるものが出てきているわけで将来的な地域担い手政策の課題が全国的な問題として取り上げられているということであります。前段これらに対する本町の状況について報告を申し上げておきますが、耕作放棄という部分については平成24年度において国における食料自給率の向上対策として耕作放棄地の解消対策が示されておりまして本町においても農業委員会と連携をいたしまして優良農地の有効活用を図るということで全町の放置利用の実態調査を行ったところであります。この結果でありますけれども、本町22年に22ヘクタールほどあったわけでありますけれどもその後の指導によって耕作放棄地といえるのは現在9ヘクタールまでに減少しているわけであります。ただ、離農等においてなかなか放棄地ではありませんけれども若干未使用という部分が出てきているのかと思っております。農業委員会と連携をしながらこの解消に未然防止に努めてまいりたいと思っております。担い手の育成対策新規就農の受け入れや後継者対策の補助金など町の条例に基づく支援をはじめとして後継者育成協議会であるとか地域担い手支援総合協議会を通じての支援、これらは農業関係一体となって改革を進めているわけであります。冒頭6点ほどの具体的な質問があるわけでありますけれども制度移行の具体的な関係についてだけ答弁を申しあげたいと思います。具体的な農業制度以降の選択についてでありますけれども、経営所得安定対策の見直しにおける畑作の直接支払い交付金、ゲタ対策といわれてミドリゲタだとかそういう部分で表現されている部分があるわけでありますけれどもこれまで販売農家が交付対象とされておりました27年度からの認定農業者、集落営農等を交付対象者として実施されることになったわけであります。経営所得安定対策として見直しがされるということであります。先程通告で認定農業者制度の現状となっているかという通告があったのですけれどもこれは出てこなかったのですけれどもこれは良かったでしょうか。後ほどその辺についても議論をしたいと思います。本町においては26年度認定を受けていない交付対象農業者14戸ということでありますけれども27年度以降に向けてこの14戸町が策定している農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて経営改善計画認定支援者については現在の経営内容であるとか今後の経営改善目標など本人の意向も確認しながらとり進めることとなるわけであります。具体的には集落営農につい

てはJA北はるかを中心に検討するということになるわけでありまして、25年度の畑作の直接支払い交付金の関係でありますけれども全体として81件63.795で63ヘクタールであります。うちに認定農業者といわれるものは67件で59ヘクタール、従って今回心配な14戸の部分については14件で4.43ヘクタールほどでございます。また、米だとか畑作の収入減少緩和対策は俗にいうナラシ対策という部分でございますけれども、26年度のみを対象となる農業者は只今のところ1件であります。27年度からの制度移行の選択については本人の確認をしながら取り進めていかなければならないかと思うわけでありまして。あとそれぞれ中間管理機構の関係、さらには認定農業者の現状、コメ政策の生産調整にかかる影響、農業生産物の加工産業の充実の所見、野菜の乾燥・冷凍食品の研究等々については一問一答でございますから具体的にはご質問の中でこたえていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長ご指摘の通り3番目の認定農業者制度で当町の認定者の現状等について要旨は通告してあったのですが発言をするのをわすれましたので追加をして質問を申し上げたいと思っております。

一問一答でありますから1番目の制度見直しの関係について、26年度のみということでは2つくらいの大きな項目の中で改正があるようでありましてけれども、集落とか認定農業者という形で進んでいくことについては問題がないと、ただやはり5年の計画を立てての農業者ということから美深町の場合は高齢者であってなかなか5年先の就農計画をつくる認定農業者になるということについて大変厳しい状況にもなっているのかと考えているわけでありまして。国ですら65歳以上61%、50歳未満等についても10%ということで美深でいきますと今町長からの答弁がありましたけれども農家戸数は平成22年度の資料では230戸、農家人口は737人、従業者474名おられるということでありましてその内後継者の予定をされている農家というのは23戸しかないということでありまして。町長の立候補されたときの意気込み等に思いだしてみますと高齢にはなっていますが農業後継者については、私がやりますという公約があったような気がしてなりません。いずれにしても美深町全体の農業として大変厳しい状況があるわけでありましてこの点についての考え方といいますか年々農家戸数が減っていきまして高齢化になっているということからありますので、この点の考え方を今一度立気生命をされたあの意気込みで答弁をいただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど畑作物の直接支払い交付金、ゲタ対策の話の中で全体81

件63.795、63丁と申しあげましたけれども桁が違っておりましたので訂正させていただきます。81件637ヘクタールでございます。そして認定農業者67件でこれは593ヘクタールでございます。1桁ずれておりました。うち認定のない14件の農家については4ヘクタールと申しあげましたけれども44ヘクタールでございます1桁大きいわけでございますご理解をいただきたいと思ひます。それと今ご質問をいただいた何年か前と農業者の数を含めて大分減っている、高齢化になっているということで正直頭を痛めているわけでありましてけれどもご案内のように制度をつくりながら担い手さらには後継者等々をみんなの努力で一定程度増やしてきたと、うちとしては全国に誇れるような後継者対策等々をやってきた経過があります。しかしながら残念ながらそうは言っても時代とともにまた農業の大型化含めて後継者なり担い手が減ってくる農家が減ってくる現状があります。全体的にだんだん農家が減ってくるということは非常に心配をしております。これは農業だけではなく他の産業もそうですけれども非常に辛い思いをしているわけでございます。しかし打つ手は打ちながら取り組んでいるということでもありますのでなかなか歯止めということは難しいわけでありましてけれども、しかしながら農業はわが町の1番大事な産業でありますから続くように努力と支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 耕作放棄地の関係についても説明をいただいたわけですが、面積等については減ってきている状況で困ったものだと考えております。これの対策というのはやはり営農集団を中心としてやられているのだと思ひますが、原因というのはなぜ耕作放棄地というのが進んでいるのか、営農集団等もそれらについてきちんとしていかなければならない部分ではないかと思ひますがこれについての考え方、どういう対策をやっていくのかお伺ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ひとつひとつのケースを見て申しあげることはできないわけでありまして、22ヘクタールから今9ヘクタールにあるという数字でありますけれども言ってみれば農業不適地、条件不利地ということだろうと私は認識をしておりますそういう部分について過去はかなり無理をしながら農地の拡大だとかをやられた部分がありました。従いまして、そういう荒地になっている部分、不耕作になっている部分はケースバイケースでありますけれども山に返すとかそういうことも可能ではないかと、考えていくべきではないかと思ひしております。それよりも私が心配しているのは、そういう部分の不作地というよりも農家が辞めることによって次の農家なり次のその地域につながっていく持続されていくということがうまくされるかどうか非常に心配しているわけであ

ります。問題は条件の良いものは不耕作地になるとは思っておりませんが、そういうつながり持続が1番心配をしているわけで農家戸数が減ることによってそういうことを心配しているわけですので。次の方がどうやって受手になってやっていくのかということ非常に心配しているわけで耕作不適地というものについて心配はしておりますけれどもそれよりそちらの方の課題があるのかとみているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 作物の関係も私の手元に資料があるのですけれども、増えていっているのはカボチャが平成18年くらいからは増えてきていると、それから牧草等についても増えていると、また、加えてデントコーン、肉用牛が増えていっているという状況もあるのですが私のところにあるのは22年度程度でありますけれども今26年でありますから古いと思うのですが、主要作物それから畜産関係これらの特徴的な捉えは町長としておられるのか、これも耕作放棄地等についても十分関係あるのではないかと考えているのですがこれについて答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 従前より酪農・畜産がわが町の農業が主力になってきているのは間違いないのかと、生産力においてもそうなのかとっております。そこで、一時エサが高騰する時期があり自給飼料の増産に力を入れて今も力を入れておりますけれども、そういうことで牧草であるとかさらにデントコーン等々が増えてきているということはその通りであります。ただ残念なのは、イモ・豆が過去からみれば大きく減少していると、そしてかぼちゃは当然増え過ぎたといつてよいくらいの状態があるわけでこれ以上増えてはいけないのではないかと考えております。しかし、作りやすいという農家の判断があるようでありますからこれもまた致し方ない傾向かと考えておりますけれども、まさにカボチャは主産的にやっているという状況であります。ただ、国の対策でソバに交付金がつくような状況になりまして今後のことについてはまた少し動きがありますけれどもそのような状況がここ1～2年ありましたから、従前そばはわが町の大きな面積を占めはなかったわけでありましてそういう傾向がここ何年か出てきているという状況でございます。ただ、そこにもってきてムギがかなり一時なくなりかけて非常に雨等に当たったりして収穫が難しいということがありまして、ただ、ここにきて初冬蒔きであるとかができておりますのでムギについてはまさに増産態勢に入って良いものができているという状況でございます。ただ、ムギについては非常に天候に左右される部分がある辛い部分のある作物なのかとっております。総じていも・ビート等の重労働を要する部分について軽減されてきているのかという傾向があると思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 次に2番目ですけれども、農地の中間管理機構が設立されるという情報があるわけですが、これの捉えといいますかこれは国の予算では25年度は400億円、26年度は305億円という見直しに対する整備のお金等についているわけですが、これがそれぞれどう段階それぞれの機関という形で整備をされていくのですが農業行政とのかかわり等についてはどのようなものなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農地の中間管理機構の対応でありますけれども、農地の賃貸借を通じて担い手への集中集約といいますか新規参入も含めてでありますけれどもこれをやると、北海道においては広域法人であります農業公社が知事の指定を受けてこの4月から事業開始をしているという状況であります。ただ、本格的な事業実施に向けてはいま準備を進めているという状況でございますその辺のところはまだ公社がどういう整理の仕方をしながらやっていくのかということについてまだ煮え切らないという部分があるわけあります。ただ、事業内として農地を出す方そして農地を借りる方おおむね10年を基本としているようでありますけれども、ひとつは大区画化を条件整備にしているようであります。新規参入を含めてこれらに転貸するという基本的な考えを持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この中で気になる項目があるのですが、担い手に対してその規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸しするということで地域の農地利用を最適化するという条文があります。これはもちろん今農業公社を作って準備中ということでもありますけれども、既に25年度予算から26年度予算という形になっているわけでもありますからこれはある程度農業サイドではそれぞれこの関係については進められているのではないかと思いますその中身についてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これについては先のこれが出てきておりますのでこれらの会議がございまして地域の改善組合等についてただ残念ながら中間管理機構の中身についてキチンと申しあげられないのは残念ながらわけですけれどもしっかりしたものができてわが町として整備のできる段階になったらお知らせをするということを会議の中でも申し上げておりますので農業者も待っている状況かと思っておりますけれどももう少し時間がかかると思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今日の新聞等も出ておりましたけれども、JA関係とかいろいろ農業問題で大きな改革をしようとしている農政でありまして、これもやはり農家に与える影響というのは大きいと思うのですがこれは早急に関係機関との打ち合わせ事項等についても組合員とその担当の公社と連携をとりながらやっておられると思うのですがそういったことに対する情報というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども申し上げましたけれども地域の改善組合を通じてお話しをしておりますので大きく変わるとは思っておりません。ただ、新たな考え方等々が出た場合については別ですけれども只今のところは地域の改善組合を通じてわが町の場合はこれらをやっておりますので説明もしておりますので大きな影響は出ないと認識しております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目に認定農業者制度ということで通告をしているところであります。これも先ほど町長から認定農業者150名ということですが、非常に心配しているのが認定農業者の平均年齢が57歳ということです。それと農家戸数は230戸あるにしても認定農業者は150と、平成の20年間で228戸、約230戸くらい農家戸数が減っていったという状況があります。これらについては非常に心配なことなのですがこの条件としてはやはり大分厳しいものがあるのではないかと思います。これらについての考え方についてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 認定農業者そのものの国の言うところの決まりといいますかそういう原則論は結構厳しいものがあるわけですがけれども、委員から57歳という話も出ましたけれどもうちは現実的に農業をやっている方については認定農業者と認めているわけでありまして57歳どころか60歳を超えて70歳の人もいるのではないかという状況でありますのでそれほど認定農業者については心配しておりませんのでやる気の問題があれば認定をしているということでございましてご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 55歳以下というのは79戸で後継者がいるというのは79戸と押さえているのですがこれは情報として私の方で間違っているのでしょうか。担い手の確保ということで今は22年の私の資料で新規が2、Uターンが1戸と非常に少ない認定者ということなのです。これらについて町長はどのように考えておられますでしょうか。Uターンとかもちろん後継者等について十分な英断をしていかないと大変じり貧の状態とい

うか本当に農家戸数がなくなるという状況になってくるのではないと思いますがこれについてはどうでしょうか。もう1点は、ゲタだとかならしとかそれぞれ今回の政策の中でも集落・営農の関係では畑作または米等についての資料等についてはあるのですが、今町長はムギ・そばの関係についてもお話をされましたけれどもテンサイなどもそうだと思いますがこれらについての政策でありますからこれに基づいたものになると思うのですがどのようなものなのか。認定農業者は北海道は10ヘクタール以上ないとダメと、集落営農については20ヘクタールということなのですがこの資料等もこれだと思うのですがこれについてもどのように抑えているのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫） どのように抑えているかと、国から出ている資料でありますからそのとおりだと思いますけれども、私どもの方でその制度を注釈することはできませんので国で間違った資料が議員さんに届いていれば別ですけれどもそうではないと思っております。先程の認定農業者の心配ごとでありますけれども、今現在のわが町の農業認定者は140の経営体の認定をしております。そこで先程答弁いたしましたけれども14件ほどの農家が認定をしていないわけでこれが心配だと申し上げたつもりであります。それについては今後どうするかということでありますので国が出しているゲタであるとかならしであるとかそういうものの数字については諸岡さんの手元にあるのだらうと思っておりますので私の方からの答弁は控えたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 担い手の関係でありますけれども本当に深刻な状況にあると私は考えておまして、行政・町行政さらにその農業後継者を含めた対策等について緊急にやっていくべき問題ではないかと考えております。

続いて4番目については、米の政策の見直しということでこれも5年先を見込んだ米の政策を目標にしているということでありまして行政サイドで生産量の目標を国の策定自給の見直しということで特別に今回の政策の中にあるわけでありまして国の策定の中での自給見直しをやろうとしているのではないかと考えているのですがこれはどのように考えていますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 抑え切れなかったのですけれども、米の生産調整については自給調整でありますからそして今TPPの問題等々もありましてどうするかという大きな課題になっているわけでありましてけれども、しかしながら国としては生産調整を平成36年に廃止をすると、都道府県ごとの米の自給予測さらには売れゆきさらには在庫調整をして国

として提供して農家が自主的な経営判断ができるよう米作りを奨励するということであります。しかしながら、ここでそうは言うもののまさに民間的な方もおられると思いますけれども農協問題が揺れ動いているもののホクレン等が中心になりながらこのへんの自給調製をすると、都道府県がということでありますから農協におりてくると、そして協議をして詰めていくという段階になると思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 国から入る資料しか私どもは手に入らないのですけれども、今言われたことは確かに米の直接支払い方式いわゆるそれが26年度に削減をするということでもありますし、それから変動補てん交付金というがあるのですがこれも26年産から廃止をすると、それから水田活用の直接支払い方式これも国が804億、保険を交付しながら平成26年度総体では2,770億円ということで大きな水田活用の特別支払い交付金等についても26年度導入してこの先この政策としては5年を目標に変えていこうとしているわけです。これはやはり非常に大きなことではないかと思っているのですが、町長は担当者側は分かっているけれども町長が知らないのかどうか分かりませんがこれなどは1番美深町としては重大な課題ではないかと思っ私は取り上げているのです。それから農地水保全管理支払いということでこれは平成25年度282億円、平成26年度は483億円ということでこれは大きくやっていると、ただ、やはり農地水保全事業も美深町はやっていると思っしているのですがこれらを含めて国の政策に対して美深町が取り組まなければならない課題というのはきちんとあると思っるので今回こういった質問をしているのですが町長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な当町に関連する部分も少し言われましたので申し上げますけれども、先ほど申し上げたように国が生産調整を30年度で辞めるということで今年度は26年度でありますから25年度まで支給してきた1万5千円という経営所得安定対策の米の直接支払い交付金については過去1万5千円でやってきたけれども以後は7,500円の半減にすると、従って、30年で廃止でありますからこれは廃止になるということでございます。それではわが町はどれくらいの米の関係になるのかと言いますと米の実績は26戸でありまして270ヘクタールであります。約3,000万円、この3,000万円というのは1万5千円をもらった影響が3,000万円ということであります。そして今年から4年間7,500円に半減するというのであります。3,000万円が半分になるということでその後廃止になっていくということでございます。こういうことでありますけれども産地指定のもち米でありますけれども産地指定があると、それとお陰様で非常

に評価が高いわけでありましてもち米でありますから産地指定ということもありまして現段階では約200ヘクタールの作付面積をもっておりますのでこれらの米作りについては継続をしていくことができるのかと思っているわけでございます。そのためには関係者・生産団体等々と協力をしながら一生懸命努力をしなければならないと思っています。その他総体的には北海道でありますから飼料米の生産に入ることが出てくるわけでございます。その部分については農業の再生産協議会等々の方で今後検討になっていくということでもあります。さらに、米の見直し制度の中で農地だとか水保全管理の取り組みがさらに拡充する方向ということでわが町としても既に今まで2地区がやっております。富岡だとか南だとかそういう地域でやっておりますが今後さらに取り組んでいけるかどうかそういうところの協議も進めていくということで現実的に今の段階で認識をもってやっていく方向にあるということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 26戸が守られるような形で美深町も頑張っていたきたいと考えています。認定農業者が対象となっていくという形で営農集団もそうですけれども後は新規の就農者が対象になっていくと、いずれにしましても非常に厳しいタガをはめた中で選択になっていくのだらうと思いますが、第1産業のそういったものを守るためにもぜひとも行政で頑張っていたきたいと考えております。

5番目に入らせていただきます。5番目につきましては、農業生産物の加工産業の所見を伺うということでありまして、加工産業充実の所見をうかがうということについては過去にも第6次産業ということの充実を謳った中でいろいろ質問をしたことがありますが、特に、米の生産者またはカボチャ等でもどぶろくなどを作ったり非常産業として発展をしていっているということで考えていますが、具体的には先ほど町長の答弁がなかったわけですがどのように質問があったら答えますということですがこの産業を充実するにはどうするのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的な考え方でありまして、議員ご承知の通りわが町としてはいろいろな農業奨励策あるいは商工業の奨励策等の中で6次産業化さらには加工品等々においても対応できるような対策を他の町より重点的にといますか力を入れているつもりでありますのでこれらで対応できるのかと思っております。ただ残念ながら農家の方々地域全体の動きとしてなかなかこれらの取り組みについて必ずしも力が入っているということにはならないのかと思っております。非常に心配はしておりますけれどもより連携を深めて話し合いを深めてこれらが一層充実するように拡大するように努力をする必要

があるのかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長が就任になってからこの活性化資金を使ったことは記憶にあると思うのですが、具体的にはどのように考えているのか、充実してきているのかどうか、これから何をやっていこうかということについてはどう考えているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私が何をやると、みんなが、はい、そうですか、と言ってくればありがたいのですけれども、農業団体なり連携を組む商工団体の皆様方がこうしたいというものが出てきて一緒に相談をしてみたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かにそうなのですけれども、やはり町の目玉というのは町長が率先してこれをやると、先日、丸谷さんが亡くなったのですがあの方も池田町では一番最初にワインを取り上げて職員を外国に派遣をしてやっておられるということで、よその町でも特徴的なものは町長が先導をとってやっているとは私は理解をしております。富良野周辺もそうありますがやはり町長には特徴がないとは言っていない。ありすぎると私は思っています。ですから今ひとつこれを目玉にという考え方でもう8年を終るわけですからこれから出る出ないについては頭の中にあると思いますがそのへんを含めて自分のカラーをどう出していくのかということ、第1次産業を強調されたのを覚えています。そういった中でどのような加工産業を充実していくかについて心構えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） もちが少し古くなりましたけれども、もちを販売するような形で取り組んでおられる、さらにはチーズが大きな企業ではありませんけれども2つ企業として創設されているということでありまして、さらに農業と違いますけれども収益産業的なものも取り組んでおられていろいろあるわけでありまして。従って、町がこれをやりたいということは言いたい部分もあるのですけれどもなかなか言い出しきれないと、皆が生産者なりある人がいてすべてを町が面倒を見ますと、1年2年はやりましょうと、将来等も経済的にも誘導策は取れると思っておりますけれどもそこまでなかなか言い切れない難しい問題があるのではないかと、ただここは畜産がそうして肉牛が主力になってきておりますしさらにムギ等も出てきておりますのでそういう部分、さらにカボチャ等もかつてと違うくらいの面積で良いものができてきているということでもありますからそういう部分で特徴的なものを出すことができないのかと、ただ残念なのは特産品的にイチゴだとかそういう

ものも取り組んできた経過があるわけですがけれども残念ながらイチゴ等々についても町の宣伝にも使えるようなイチゴワイン等々も今年度終わらざるをえないということ等があるものですからなかなか難しいと思っております。そして行政が旗振りをすればよいのかもしれないけれども、その旗振りの機関が少し弱いのではないかと、旗振りをする人が少ないのではないかと思っております。大きく旗を振るということは、やる人もつけてお金もつけて仲間もつくって組織もつくってということでもありますので、従前であると十勝のような成功例もあるのだらうと思えますけれどもなかなかうちとしてはそこまでは行ききれないと、ただ、イモであるとかカボチャであるとかムギであるとか特に牛肉と、ただこのごろちょっと面白いなといったら言い方は悪いかもしれませんが綿羊が仁宇布だけではなくて下でも飼われてきているということもありますのでそういう部分について目を向けていく必要があるのかと思います。ただ一番大事なのは農家の皆様方がやはり、よし、生産するだけではなくて加工から販売まで手がけるという意欲で、本当にわれわれも農業を担当してきた若い時代もあるわけですがけれどもその時代は本当に作るだけの時代だったわけですがけれどもこのごろの若い人たちはそうではなくて売ることも考えながら努力をしているわけでもありますので一緒になって考えていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 山口町長になってたくさん加工品等も充実しているというのは私も感じております。ただやはり、チェックといいますか需要と供給の関係についてやはり十分行っていない気がするわけです。ですからもう少し詳しく分析をした中で相談といいますか活性化の資金を使う中での相談ごとというのは大事なのではないかと、活性化資金等についても年度年度でありますから継続していないという部分があるのですがこれらについても継続して約何年間という形のものがないものなのかどうかについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 活性化資金は20万円が限度でありますけれどもこれについては本当にかんばろうとか方向づけの資金でありますけれどもそれでよいのかと思っておりますけれども、本腰を入れて産業を起こしていくとそしてそこで生活をしていくような糧にするための事業起しとなれば少し変わってくるのかと思っております。そういう小さな部分についてなかなかそうはいかないと、そこに従事する人なりそういうものもきちんと雇用をして生産をあげて食べていくというひとつの産業作りをしなければならわけでありますから、活性化ぐらいではなかなか難しいのかと思っております。ただ、そういう中でもありますけれども例えば先駆けとしてやる部分があればそれはそれで応援をしていきたいと思っております。

す。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長は活性化資金ではなくて別なものでやるとすると何でやろうとしているわけですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご案内のように企業誘致もあるでしょうしそれぞれの農業振興条例といいますか担い手づくりそういう中もありますし後継者づくりもありますし商工の中の新しい条例の中でやれると、もし足りないとすればそれは皆様方と相談をして充実をしていくことになると思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 6番目に入ります。野菜の乾燥品等については出回っているものは果実含めてかなりの商品があるということではありますが、美深町の野菜等については非常に美味しいし、新鮮な状態を保つには冷凍品などは技術によっては非常に新鮮なまま出せるのではないかと、乾燥品等についてはカボチャ等で研究をされていることもあるようでありますけれどもこれら含めて特産品の研究場所振興センターでかまわないと思いますがこれらを少し今の時期研究をして出す必要があるのではないかと思います。野菜等の乾燥品等についても冷凍を解いてからまたは乾燥のものを粉末にしたり冷凍品であれば解凍を解いてまたこれを特産品として出すということではいろいろな用途があると思うのですが、とりあえずどこか研究手段を持つべきではないかと考えておりますがこれについてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われることは分からない訳ではありませんけれども、ただ、現実的にどのような方法でと詰めていくと、実際には難しいかと。ただ、黙っているということではありませんけれどもそういう難しさがあるのではないかと思います。そこで先程から言っているように企業であるとか農協さんが方向を変えとかいろいろ言っていますが、場合によっては議会も一致してこうしてということになってくるのだとすればそれはそれで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かに新しいものを研究することについては勇気があることだと私は考えています。ただ今回振興センターにもお聞きをしましたらバイオの関係等についてもアイサイエンスは使っていないと、別な用途で使うというお話しがあったようであり

ますが、そういった状況の中でも何でも難しさというのはついて回るのは間違いないわけで、ただ、研究施設でありますから研究段階の中で乾燥施設又は冷凍食品を作成するそういった研究を小規模ながらも研究施設としてやるべきではないのかと思います。今まで議会が町長の予算等に反対したことはないわけです。必ず議会は賛成をしているつもりであります。私も先程長い間やっけていまして表彰をいただいたわけではありますが、ほとんど全体では反対したことはありません。議会の承認のなかで予算が組まれておりますので安心をして予算を出された方がよいのではないかと考えているかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ありがたい話が出ましたので努力をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この研究施設を希望する部分については先ほども言いましたが決算の中でもこのことについて質問がされていまして乾燥施設等だったと思いますがこれについては検討に値するということですが、そろそろ町長の期間も短くなるわけですからしっかり取り組んで美深町の第6次産業の充実のために頑張りたいと思います。当面やっている活動等について先ほどバイオの話をしましたけど町長はこの施設をどう活用されるのでしょうか。アイサイエンスの後の加工部分で使うのかどうかそれについてはどう考えていますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今のところ具体的にバイオ室をどうするかということについては今のところ良いアイデアがないというのが実態でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） とりあえず町長の任期が少ないわけでありましてからしっかり構えて心構えをきちんとして新しい体制に入っていきべきと思いますので最後の詰めをやりたいと思います。

これで7番の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で7番 諸岡君の一般質問を終わります。

これから休憩に入ります。

再開は13時20分といたします。

---

午後 0時20分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（倉兼政彦君） まだ藤守君がみえておられませんけれども時間になりましたので会議を再開いたします。

休憩をとり一般質問を再開をいたします。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは只今から一般質問を行います。

せっかく貸していただきましたタブレットでございますので今日で3回目になりますがなかなか使い方がよく分からないところもありますなるべくペーパーレスに心掛けて質問をしたいと思っています。

本日6月11日は東日本大震災と福島原子力発電所の原発事故から数えて3年3カ月の月日を数えます。改めまして犠牲となられました多くの御霊に哀悼の心をささげるとともに1日も早い復興と原子力発電所の廃炉に向けた取り組みを国をはじめ関係する自治体の努力に強く願うところであります。3年3カ月前の今日のこの日に思いをめぐらせて町民の皆様と共にこの事実が風化をすることなく被災された方々の多くのお心にどのように寄り添っていくことができるのか、そしてまた、多くの学びを私たちの地域づくりに生かしていくことができるのか、その道筋を築いていきたいと改めて心に刻むものであります。

このたびの一般質問は人口減少社会の到来、美深町の生きる道をどのように取り進めていくのかという命題についての一般質問であります。

1つ目は、人口推計からみた2040年の町の姿、これにつきましては最近新聞紙上等にもずいぶんにごわしているところでありますけれども厚生省国立社会保障人口問題研究所、ここは27年後の2040年の人口推計を出したところであります。当町にあっては5,178名の人口が2040年には3,129名に減少する減少率にして39.6%減という形になります。また、それに伴って20歳から39歳の女性人口は443人が149人まで減少の傾向にあるということで、これはひとつの推計ですがそのような予想の発表がございました。それにつきましてこの発表後それらにつきましてどのような感想をお持ちになったか、またこれから進めるまちづくりの中でそれぞれの分野での対応をどのようにしようと考えておられるのかそのことについて1点目はお聞きしたいと思います。

次に、2点目になりますが、里山資本主義という考え方がここ数年前から提言の1つとしてこのように出されまして今全国津々浦々の地域で地域の現状を憂える人たちとまたその解決策を模索する人たちのある意味バイブルのような形で本にあっても30万部を超える売り上げになっております。つい最近ではNHKも数度これらの報道番組の中でこれらを取り上げたりあるいは先日は2時間番組で全国中継まで入れてこれらの地域のあり方に

ついて紹介をいただいたところですが、これら今までの資本主義の流れの中でこれとはまた違うこれらの仕組みについてある意味地域内でひとつはお金が回るといような地域内の循環を取り入れたそのような経済の仕組みづくりの提案のひとつでもあります。非常に参考になる提言だと思っている1人ですが、わが町としてのこれらの提案についての対応あるいは対策に対して活かしていける道はないだろうかということ町長のお考えをお聞きしたいと思うところであります。

以上の2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今岩崎議員から人口減少社会の到来、美深町の生きる道をどう進めていくのかという観点で2つの観点から質問をいただいたところであります。まず1つ目は人口推計から見た2040年の我が町の姿ということで人口推計が先の民間有識者組織であります日本創生会議等々から出されているわけでありまして、新聞報道等で紹介されております。そして今議員からもご指摘があったわけでありまして、その内容をみると若年の女性これらも全国の約半数の自治体が残念ながら市町村が消滅するという含めて言われているわけでありまして。美深町の総人口の推計はこれによると2,810人、そして若年の女性人口推計でいくと2010年との比較でありますけれども66.4%減少しその内443人から149人に減少するというお話しであります。少子化に伴う人口減少の問題は本町に限った話ではありませんけれども、日本全体の大きな課題として国はじめ市町村がこの対策に取り組んで国は慌てて1億人を確保するという対策も含めて今いろいろこれに対する対応策といいますかそれらも具体的に作ろうとしているように聞くわけでありまして。私たちの住む地方の存続は国の存続にもつながると思っております。なかなか1自治体わが町だけで政策対策をとるとするのは難しいわけでありましてけれども国の政策といいますか効果のある対策がおおいに期待をしていくと、なかなか1町村自治体では難しいと、やり国の基本的な政策を持って国と共々に一緒になって努力をしていくということではないかと思っているわけでありまして。本町においては子育て支援対策として本年度からは医療費の中学生までの無料の拡大であるとか幼児センターでの遊びの広場だとか育児相談の解説だとか子ども教室だとかさらには児童館の施設の建替えであるとかいろいろ子育ての環境、少子対策に取り組んできたと思っているわけでありまして。しかしながら人口減少に歯止めがかかると、そして生産年齢人口の増加に結び付いているかということについてはなかなかそうばかりは言いきれない部分があると、それはやはり地域の基幹産業である農業こういうことが大事になってくるのかと、そこで農業後継者の支援制度であるとか研修生の宿舎の整備であるとか今年度においては商工業の担い手育成条

例の整備だとかこういうもろもろの新しい開拓といいますかそういうものに向けて支援をしながら地域産業の育成を図っているわけであります。それが経済の活力さらには地域の活力になって人づくり継続の町の力となっていくのかと思って一生懸命努力をしているところでございます。そのようなことをまず私なりに努力をしているつもりであります。そして感想という部分でありますので申し上げますけれども、他の町村と比べてどうのこうのということは申し上げませんが私なりに一生懸命努力をしているということだけは申し上げておきたいと思っているわけであります。

それと、2つ目の里山資本主義の考えのように地域経済の仕組みづくり、これは今ほど議員からお話しがありまして私もそれほどこれについて勉強をしているわけではありませんけれどもこのごろたまに里山資本主義なるものを耳にするようになってきたと思っております。十分見たり聞いたり読んだりしているわけではありませんけれども地域エコノミストの藻谷さんがNHKの広島取材班と一緒にこういう番組なり書籍なりというものを作り上げているのかと知っているところでございます。私も十分な議論ができると思っております。従いまして、具体的にはご質問でありませぬのであとは自席に戻って議員と議論を交わしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まず1つ目の問題です。非常に新聞報道等を見て大きく不安に思う住民町民が相当出たのではないかと思います。この数字の中でも報道の中ではなかったのですがなくなる可能性のある自治体として道内では140くらいの自治体があって美深町もその中に名前が入っていました。それらについてもやはりこれからいかに努力をしていくかということにかかっているのかと知っている1人ですが、先ほど町長が言われたように政府も人口減対策の戦略本部を設置してこれらについて対応したいという速い動きを示しました。まず1つ目にお聞きしたいのは、政府はこの人口減対策に対する総合戦略本部の中に今まで取り組んできた例えば子育ての支援策というものはそれぞれ国土交通省の子育て世帯の住宅支援であったりあるいは高校の授業料の無償化に伴う文科省の担当であったりあるいは子育て支援については厚生労働省もやっております、また全国の243カ所の経済圏の自立ということでこれは経済産業省の管轄で地域の再生という形でやっていた事業あるいは地方中核拠点都市への機能集積これは総務省という形で、それぞれ縦割りの行政の仕組みでやっていたものの政策を1つの一元化してこれらに取り組むということで1つの戦略本部を作って取り組むという形で今急遽動き始めています。例えば、ひとつお聞きしたいのは、子育て支援に関しても美深はこれらの観点からしますと今担当す

るところが1つではないと思いますがこれらを統括して国ではないけれども戦略本部的なものをしっかり統括して一元化する仕組みをつくって進める考えはないのかどうかということをもまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今町のレベルの一元化できないかということのお尋ねかと思いますが、具体的には教育委員会が子育て支援をやられてさらには保健センターが幼児教育の関係をやるとかいろいろあるのだと思いますけれども、なかなか今の国が言っていることがストレートに地方に降りてくるということにはなかなかならないのかと思っています。国の動き等々を見ながら具体的に当町でやるのが可能かどうかそれは今の課題ではなくてずっと将来の課題として押さえております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先ほど諸岡議員からもしっかりやってほしい、という話が町長に投げかけられたと思いますが、町長答弁の中ではある意味それらのことについては遠い将来の話だという話もありましたが、しかし今しっかりとその辺の仕組みをつくっていくことも私は大事かと思っていますところであります。やはり具体的に例えば子育て支援にとっいろいろな手法があって全国の市町村はいろいろな形で子育て支援をしております。ある意味同じような政策を子育て支援に充てているところもありますが私もあちこち見る限りでは、例えば入る住宅を無償にしてやるという方法で実際に親もそこに住み着いて人口増につながったという市町村もあります。それらは単に先ほどいったように子育て支援のそれぞれの担当する課がやるのではなくて総合的に戦略を練って町としてこうやるのだということをアピールしていくそういう手法を今から取っていくと今減少の数字がもう少しなだらかになってくるのではないかと考えます。ですから、町長には次期も私はやってほしいと思っていますが、ぜひそれらも含めて戦略をきちんと立てて例えば今子育て支援の関係でお話しをしましたが高齢者問題にしても戦略を今までの縦割りではなくて横断的にしっかり戦略を組み立てていくような仕組みづくりを考えておられないかどうか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 戦略的にやれということでありましてけれども、縦割りといいますけれどもわが町の場合部門は分けておりますけれどもそんなに縦割りになっているのかというのが私の気持であります。教育委員会は教育委員会、そして例えば住宅だとかこれらの部分とはちょっと人口問題と関係があるのかと、行政の効率化とかというのであれば別でありますけれどもどういう意味なのか質問に答えきれていないのかと思いますけれども、

戦略的と言われても具体的にどういうことなのかと、どれとどれをどうするという提言か何かをいただかないとなかなか答弁は難しいかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私の言いたいひとは、今までの行政の仕組みでこの問題に対応していたのでは人口は減るでしょうと、そこは少し行政の仕組みも変えていく必要があるのではないかというのが一つです。行政自体の仕組みを今までの何係り何係りということではなくてテーマでしっかり担当するところを作っていくという仕組みもこれからは必要なのではないかと、実際に動き始めているところはたくさん全国の中であります。それはそれなりの成果をしっかりと挙げています。そういうことをもっと私も勉強中ですが町長もあるいは担当する職員の方々ももっと勉強をしていただいて今までで努力するのはそれはありがたいことなのですが、それ以上に次のステップのためにしっかりと機構そのものも変えていくような必要に応じてですが仕組みというものが必要になっていくのではないかと考えているのですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議論がかみ合わないかもしれませんが、戦略を立てるといふのは目標目的を持たないと戦略はたてづらいと思います。その目標目的が何のために戦略を作るのかということではなければならぬと、今目標目的がきちんと明確に今の段階で成りきれていないので難しいのではないかと、次の国なりそういうことが示される縦割りをしますという組み合わせを変えていくことになってくればそれに合わせて我々も一緒になって考えていかなければならないと思います。うちの場合はそれほどそういう部分については縦割りだとかいわれるかもしれませんが弊害になっているのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺はどう受け止めるかの視点にもよるのかと思いますが、さらには考えるところは今先ほど町長の方からも生産年齢の部分でしっかりと組み立てをしなければならぬと、地場産業のしっかりとした支えと育成が大事という話をされました。私もその通りだと思いますが、ずっと見てくるとひとは例えば、役場の果たす役割という観点から考えると非常に行政改革という旗頭の下に職員数はどんどん減らさして効率的な運営をすることが良しとしていた時代が一時ありました。やはりそれはもう終わってもよいのではないかと、ある意味この町の中でも100人からの人を抱えるところはかつてたくさんありましたが今は本当に役場がトップに出るような機構になっています。ですからその職員1人1人の能力等にもよるかもしれませんが、しかしもうある意味職員の方々

は非常に大変な作業をこなしているわけです。その中でやはり職員の今後のあり方としては定員を減らすのではなくて現状をある程度維持しながらしっかりと住民に向かった政策等を進めていく仕組みをこれから考えるときにきているのではないかと思います。これらの考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今議員が言われるように役場は産業ではありませんけれども、一番大きな町の行政組織のひとつに入るのかと、そういう意味では産業といえばそういう意味なのかと思ったりするわけでありまして。それだけに町の人口等はだんだん減ってきているわけでありましてけれども残念ながら仕事はそれほど減っているという認識はございません。だんだんかえって複雑になってきてそれらの人数がいると思っております。ただ、残念ながら国が求めているわが町が直接求められているとは思っておりませんが行政改革だとかそういうことで一番経費のかかるのは人だということでスリム化が叫ばれているわけでありまして。その二面性がございまして、それとのつじつま合わせをやるわけでありませんがどうわが町としても国に対して交付税が成り立っている町でありますからそういうことも含めながらどう生きていくかということを考えてながらやっているわけでありまして。ただ、心配な町の行政組織をさらに小さくしていく、人を減らしていく、その基本線は行政としては持っておりません。何とか今の規模でやりぬいていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 地方財政計画というのがありますが、これによりますと2000年から2012年まで174,000人の地方公務員の削減をひとつの計画の中に盛り込んでいると思っております。これが実際実数を見ますと355,000人で計画の約倍の達成率で地方公務員の削減を進めているという数字を見ますと行政改革そのものがみんなどこもやり過ぎたのではないかという考えすらあります。だからやはりそういう意味では今町長が答弁されたように現状をなるべく維持しながら運営をしていくということは私はとても良いことだと聞いていました。なおかつ、その中で町の職員が今臨時の方はけっこうおられますのでその臨時職の方々を将来的に安定した収入を得るような気持ちの部分で臨時職ではなくてしっかりと私はこの町のために働いているという部分にあっては臨時から次に本採用までいかなくてもしっかりとその辺は見ていく必要があると思うところですがその辺のところの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場の組織体制の中で臨職の占める割合といいますか一時相当い

たわけです。ここに来て臨職の今の段階では少ないとはいいませんけれどもそんなに数はおりません。そしてすべてが職員化して対応していければよいわけですがけれどもなかなかそうはならないということでありまして、この程度の臨職は今後も必要になってくるのではないかという認識であります。かつてのようにいろいろな事業をやって工事雑費といわれる部分で臨時職員を随分かかえられる時代があったわけでありましてけれどもそういう時代ではありませんのでこの辺はいろいろ考えながら運用をしていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今、臨時職員の話になってきましたからもう一点聞きますが、特に幼児センターの臨時職員の割合が非常に多いです。それからこれから実現する給食にもほとんど臨時を使うという話をいただいています、やはり適材適所でしっかり正職員をつけるところにはしっかりとつけて臨時職員ですから仕事内容も当然制約がされると思いますからそれらのところ自信を持って自分の仕事を進められるそういう形をしっかりと配置する必要があると思っておりますがお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 臨時職員といえどもしっかりとした仕事をやってもらうというのは勿論のことですけれども、必要な部署にはきちんとした正職員を配置するという基本的なことについてはその通りであります。ただ、他所の町村のことは言いたくないのですけれども、うちとしては正職員のウエイトといいますか他の町村よりそういうところは改善をしながら努力をしているのだと、聞くところによると大きな旭川市あたりと比べたくはないのですけれども随分多いのかなと、私が見てもそのような感じです。わが町は努力をしているのだということをご理解いただきたいと思っております。ただ、幼児センターのこともこれからの給食のこともあるわけでありましてけれどもそれは職員と臨時と両方でやっていかなければならない部分があるのかと、幼児センターの部分については先生職幼児職もありますからできることなら職員化にする努力は今後も続けていかなければならないと思っております。少しずつですけれどもそういう努力はやってきたのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは2点目に移ります。里山資本主義という言葉がひとり歩きしているように思われても困るのですが、私事で申し訳ないのですが今、あと1年で高齢者を迎える年になりました。自分の人生の生き方をこれからどうしようかとこのごろ随分考える時間がありまして、その時に先日COM100でありましたピアノとバイオリンの演奏の中で90歳を過ぎた方があの長時間にわたって力強い演奏を繰り返していたのを

見て、これは私もこれまで頑張らなければならないと、改めて自分の生きた方を問い直しているところです。その中でたまたま道議会議員の方が読まれている本に紹介をされました。それが里山資本主義という本でありました。それ以来これらについて何度も読み返すことがあるのですが、ここには非常にこれからのまちづくりとといいますか地域づくりにヒントになる部分が随分ありました。一つは産業のありようです。先ほど町長は、美深の基幹産業は農業だ、というお話しをされましたが、もうひとつかつては木材も大きな産業でありました。この木材の件に関してこの中には真壁市というところが取り組んでいる木材の利活用をして実際に勧めているその中身が随分事細かに書いてありました。これから多分国もそのような方針を進めるという確約が取れたのかかもしれませんが、木造による高層住宅7階建て10階建てが法規制等も今後変えていって可能になる時代がここ数年でくるといような中身でありました。実際に集成材による縦横の組み合わせによるコンクリートより強いそのような木材の加工の施設でありました。この社長が自分のところだけではなく、全国各地で今疲弊している木材産業の中にあつてこのようなことをどんだんこの市町村でもやっていただければこの日本の国は変わるのではないかというお話しをその中でされていたのです。この方はオーストリアに行って、オーストリアでは現実にこういった木造による10階建ての建物もどんだん建っているそうです。そのようなものを見てきて日本でもこれらについてしっかり取り組むことが新しい産業を起こすことになるのではないかという話をされておりました。当町にあつてもかつては大きな木材工場がありましたが、木工場も6社も7社もあつた時代があります。今は大変な時代ですが、しかし今温泉にバイオマスを取り入れたボイラを導入しようというのをきっかけにこれらのことをしっかり町の施策として木材産業の振興のために何か取り組む形ができないかと思うところですがその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今議員から言われた木材産業を生かすそして木材を使った住宅の今後の展開等々であります。基本的には今すぐ具体的にこうするああするというのは難しいわけでありましてけれども、長い将来に向けてそういう方向に向かっていくだろうということについての認識はそれほど変わるものではないと思っております。そしてまたそういう方向にぜひとも向かってほしいものだと願っております。国においてもそういうことの方角を目指しながら建築基準法の改正も含めていろいろ補助事業の改善を含めてやっていくのだろうと思います。ただ、わが町のことを考えてみると近隣でも相当努力をしている部分もあるのですが、まだまだ例えば住宅をつくる集成材、丸太1本にしても地元で調達できるのかという部分についてはなかなかそうならないと、住宅についても集成材でなく

てもそういう部分にはなかなかないと、木材業者もなかなか木の材料が売れないとかそういう話が出るわけでありますけれども、それではすぐ間に合うようなことになっているのかという部分についてはなかなか難しいと、しかしながら将来に向けて手を打たなければならないということについてはやはり打っていく必要があると、ただその場合、うち単独のわが町のような自治体だけでそういうことを打ち出していけるのかということについては非常に難しい問題があります。やはり国なり道なりがしっかりとした考え方を持って戦略的なものを持って進めていく中にわが町がどうやって組み込んでもらうか組み込んでいくかということになっていくのだろうと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今町長の答弁にあった通りだと思いますが、それらの先頭に立つのが町長のトップセールスマンとしての役割だと思うのですがその点はどう考えますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） トップセールスマンでありますけれどもなれるかどうかわかりませんが一生懸命努力をしていきたいと、そういう意味では近隣の下川という一つの一生懸命取り組んでいる町がありますのでうちとしてもお陰様で道有林があるということで今回のバイオマスの導入にしても一定の方向を出しつつあるのだと、北海道にたまによるのですけれども、よく頑張ってくれたなど、よく取り組んでくれたと一定の評価をいただいておりますのでそういう面で少しでも新たな取り組みができるように業界も動かしながら努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それではもう1点なのですが、今これらの人口の減少の中では今さまざまな公共施設があります。昨日もある方とお話しをしたのですが、プールに行くにしてもあるいは体育館に行くにしてもすぐ町のそばにあって待ち時間がなくて利用できる場所はないよね、という話をされておりました。この度できましたほっとプラザにしましても簡単にお湯につかることができるのでうれしいね、という話を聞いたところなのですが、非常にこれらの充実したものは大事なところなのですがしかしこれはだんだん人口減等で当然これは歯止めをかけようとしてもそれがどの程度になるかにしても当然減ってきます。今いろいろな施設がありましてこの施設はこの施設とダブっているねとか、あるいはこちらを利用したらこちらは利用しなくなるよねという町内の施設にはあると思うのです。それらの今後の展開といいますかどのようにされていこうとしているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 公共施設はたくさんあるようで片方を使えば片方が遊ぶという現象が出ないわけではないのですが、ただ、今ある現存している利用している公共施設が必ずしも長い将来は別として今の段階でこれが不要だとかというものはないのかと思っております。従って、それらの町内の長い将来に向けての統廃合ということは考えてみなければならぬと思いますけれども今の時点ではそれはないのかと、ただ、残念ながらかなりの施設が建ててから経過している絡みがありますので老朽化対策といいますか長持ちをさせる持久対策といいますか、ただ壊せばよいということではありませんのでそういうことを考えながら取り組んでいければ良いなと思っております。今後新しいものをつくることによって何でも壊せばよいということではなく、やはり使えるものはなるべく使っていきたいと、ただ、効率化という部分でいけば新しいものを作って古いものは整理していくというのはある意味効率的なのかもしれませんが、まちづくりとして果たしてそれが良いのかどうかという疑問を持ちながらそのへんは今後みんなと協議をしなければならないのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それともうひとつはゴミの問題です。今炭化ゴミは生ゴミとして出されているのですがそれらの施設のここ数年後には多分新しく更新をしなければならない時期が来るのだと思いますがそれらについて、例えば、今ある市では大きなごみ処分場を作っても人口減少によって稼働率がどんどん下がるのに大きな投資をして良いのか、という議論で進んでいる市もあります。改めて今これらはどうしていくかということが多分担当される方は考えていくのだろうと思いますが、もっとコンパクトに生ごみを処理する方法等が見つかる可能性があるのではないかと考えているのですがこれらのことについて進め方をどういうふうにするか、これは広域による進め方をとっていくのだろうと思いますが今までの広域での進め方を継続してやっていくのか、あるいは単独で何か良い方法を見つけ出してそれらの処分等に新たな展開をしていくのかその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 里山資本主義の議論から少しずつはずれて来たかと思っております。ですけれども、ゴミの広域処理という話が出ましたので答弁したいと思いますけれども、広域のゴミの処理についてはご存じのように広域で取り組むということについてはご理解をいただいているのかと思っております。そして特に新しく町内に来られた方等々の声を聞くと美深の分別については随分細かく一生懸命やられているという評価もいただいている状況でありまして、そういう意味では一生懸命取り組んでいると、ただそうはいいても、生ごみ等々についてはもっと良い方法がないのかということがあります。その辺について

はまだまだ検討をするということがありますけれども、とりあえず今やっているわけでありますからその辺の議論までは今の段階ではさせてはいけないのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今ご指摘いただきました。私の説明不足だったのですが里山資本主義の中で福井県の池田町というところが人口3,000人ですが実際に生ゴミを週3回紙袋に入れて回収をしてそれを実際の堆肥化にする事業をすでに町としてやっています。そういったことも紹介してありましたからこれらについてどうなのかということで質問をした経緯でありますので外れてはおりません。それともう1点、この問題については多分平成22年だったと思いますが水源の里のシンポジウムをわが町でもやったと思いますが第4回水源の里シンポジウム平成22年だったと思いますがこの全国水源の里シンポジウムの働きをきっかけにつくった京都市の綾部市ここは実際に水源の里の集落に今新たに9世帯25人が定住するような仕組みを実際に進めています。全国の数多い水源の里の加盟する市町村があると思います。165自治体が今加盟しているところですが、やはりこういったところに学んで事業をいろいろ展開していくと、せっかくシンポジウムまで開いたわけですからその理念といいますか考え方といいますかそれをしっかり単にイベントとしてこのシンポジウムをするだけにとどまらずしっかりそれらを今後事業展開を進めていくような取り組みをすべきだと思っておりますがそれらについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 水源の里はご案内のように過去当町で全国大会、全国研修会をさせていただきまして多くの議員さんにも出席をいただいたのかと思っております。本州という水源の里と北海道という水源の里のニュアンスが少し違うわけです。限界集落の皆さんも少しちがうのですけれどもそれはそれとして別に置いておいて、全国から集まっていた水源の里のみなさん方に美深町の現地では少し良いところを見せ過ぎたと思っておりますけれども、ここは水源の里で限界集落というけれども仁宇布を見せたものから一番元気がいいですねと、私たちの地域はこういう元気なところはありませんと、水源の里、限界集落はもっとひどいのですと言って北海道は良い条件ですねということまで言われたのですけれども、そういう意味では少し本州というところの水源の里のイメージと北海道で言うところの水源の里は少しイメージがちがうのかと、従って、北海道はわが町も入っておりますけれども下川・中川・音威子府も入っておりますけれどもそれくらいしか実は北海道は入っていないわけです。私としては実態は違うということは認識しつつもその気持ちが大事だということで水源の里のスローガンといいますかテーマは、上流は

下流を思い、下流は上流に感謝するというテーマでありまして、私は非常にそういうことを大事にしながらその理念を大事にしながらまちづくり、里づくりというものをやっていたかなければならないと心掛けているわけでございます。その時に、先ほど言われました京都の綾部の四方市長さんがわが町に来れなかったわけです。今も全国の水源の里の顧問を務められていて力のある方でありますけれども、その後わざわざ奥さんと子供を連れて去年わが町を訪ねていただきました。その時に公演をしていただきました。公演を聞いてくれた人もいますけれども、実は綾部で取り組んだ水源の里の町から来ている人たちは非情に苦勞をしながらそこに住み着いて集落を形成していつていると、だけれどもここにきてみたら様子が違うのですと、まだまだ恵まれているなという話がありまして、やり方によっていろいろあるのだと水源の里に向けて頑張ってもらいたいという激励をいただいておりますので意見は一致しておりますのでまだ水源の里は参加しながらそこから知恵を借りていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺はお互いに共有をしながらこの町づくりに取り組んでいけたらと思いますが、先程同僚議員の質問の中の答弁で町長はリーダーシップ論等にも触れてくるのでしょうかけれども、どうやって住民の意識を高めていくかということに多分苦勞しておられるのかと思います。また一方で、旗振り役が少ないという現状に対して何か具体的にきっかけづくりをするようなこともこれからは大事ではないかと思います。その辺の仕組みといいますか具体的でなくても良いのですがその辺の考え方についてお伺いしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） リーダーシップ論といったらリーダーを務められておられる方に失礼な言い方になったらいけないのかと思いますけれども、自分を含めてでありますけれどもわが町の場合は全体的に長年の町の体質なのでしょうけれども争うとか議論をしてぶつかるとか、そういうことではなくてどちらかといったら融和するというかそういう形で物事を進めるものですからなかなかそこで強烈なリーダーシップというものにはならないのかと私は感じておりますけれども、ただ、昔私が勤めたようなころは非常にリーダーシップのある方、力のある方がおられたのかと思っております。それだけにそういう方々が今なくなってくることによってさびしいものを感じざるをえないというのが私も含めてみんなが感じておられるのかと、だけれども、リーダーシップ論といっても一つに言ってある程度の議論をした場合にきちんとまとまって動きだすことが大事でありますからその辺をどうするかということが大事になってくると思っております。農業界、林業界、商業界、行政

もそうですしそれぞれの分野で今一步リーダーシップを発揮する必要が求められているのかと、ただ、なかなかそうも言っていないというのが実態であります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 最後の質問になります。

今日の私の大きな命題です、人口減少社会の到来に美深町に生きる道をどのように進めていくのかということですが、今いろいろ答弁をいただいた中でも特に民間でということはないにしてもきちんとして事業改革を立ててこの問題についてこう取り組んでいくというある意味今言ったリーダーシップの人たちがどんどん輩出これから出てくる可能性は十分にあると思います。その中で、では町長はどう対応していくかその1点だけお聞きしたいと思います。何を言いたいかと言いますと、たくさんある高いハードルをどうしたら低くしてそれらのことが達成できるのかというその辺のお手伝いを町の行政の方はしていただけるのかその辺のところを基本的な考え方で結構ですからそれを聞いて私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） リーダーシップ論ではありませんけれどもそれぞれの役場もそうありますし議会もそうかもしれません。それぞれの経済団体もろもろでありますけれどもそれぞれの組織といわれる部分が次のことを考えながら次の人を育てていくということが1番大事になってくると思います。それは長期的、短期的なこともあるかもしれませんがけれどもそれはそれとして長期の人材そして短期の人材をうまく組み合わせながらどうやって本当の意味のリーダーシップを育てる努力をしていくのか、ともすれば、どちらかというところと潰す傾向が強いのではないかと私は心配をしているところがありますので、そうではなくてみんなでリーダーを作っていくそれぞれの組織で作っていく、そして作ったそれぞれの業界なりそれぞれの団体の組織で十分議論をさせると、これが大事になってくるとは思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺のある意味潰す方向にたとえば進むことがあれば、それはそうではないということをはっきりと言っていたらそういうリーダーシップをとっていただきたいをお願いをして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で9番 岩崎君の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問は終わります。

◎ 日程第 7 議案第 27 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 7 議案第 27 号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 27 号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例改正につきましてはデフレ脱却と経済再生そして税制抜本改革を着実に実施するための地方税などの一部を改正する法律の施行に伴って改正するものであります。

まず、軽自動車税では、税率の引き上げと 13 年経過した軽 4 輪などの重課が導入され税負担が増える改正となりますが車体課税見直しの一環として導入されるものでありますのでご理解をいただきたいと思えます。これとは逆に、税負担軽減措置として肉用牛の売却などの課税特例の延長、新たに創設された耐震改修建物にかかる固定資産税の軽減手続き、そして地域間の税源の偏在性を是正するための法人課税の見直しに伴う法人町民税、法人割の引き上げなど所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思えます。議案第 27 号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしてございますので資料でご説明を申し上げます。9 ページをお開きいただきたいと思えます。改正の趣旨につきましては只今町長から提案説明があったとおりでございます。まず、税目、町税の改正でございます。第 8 条の改正になります。税条例の条例に基づいておこなう処分でありますけれども、これまで行政手続き条例の規定を適用除外となっておりましたが地方税法の改正により不利益処分等の理由について提示をすることとされました。従いまして、町税条例につきましても行政手続き条例の規定を一部適用するよう改めるものでございます。課税適用につきましては 26 年 4 月 1 日でございます。以降は町民税に関する改正でございます。第 9 条の改正でございます。法人税法の改正によりまして国際課税原則の見直しが行われることになりました。外国法人の課税範囲を改める内容でございます。この改正に伴いまして外国法人の課税対象となる事業所等を恒久的施設と定義されております。これに伴いまして条例の規定を整備するものでございます。課税適用は 28 年 4 月 1 日でございます。

ざいます。次、第15条の4の改正、これは地域間の財政力格差の縮小を図るために法人住民税、法人税割を引き下げこれとともに地方法人税を創設いたしましてその税収を地方交付税の減資をするということにされました。これに伴いまして税率を改めるものでございまして現行税率14.7%を12.1%に改めようとするものでございます。課税適用は26年10月1日でございます。次のページ10ページをお開きいただきます。第27条の2、次の第27条の5、これらの年金所得者に対する納税の便宜を図るこれとともに納税業務の効率化を図るため個人町民税における公的年金からの特別徴収制度を見直すものでございます。まず、27条の2は、現行制度では納税義務者が町外に転出した場合には公的年金からの特別徴収を普通徴収に切り替えておりました。これを引き続き特別徴収ができるよう改めるものでございます。次の第27条の5、年金所得にかかる納期ごとの特別徴収税額を平準化させるという目的でございまして仮特別徴収税額の算定方法を前年度の年税額の2分の1に改めるという内容でございまして。いずれも課税適用が28年10月1日でございます。次の第28条及びその下第30条の改正、これは国際課税原則の見直しに伴う規定の整備でございます。第28条は外国法人にかかる外国税額控除制度が創設されたことになりまして第30条につきましては同じく外国法人にかかる申告の制度に関して規定を加えるものでございます。いずれも課税適用が28年4月1日でございます。次以降は附則の改正でございましてそれぞれ課税の特例の改正に伴う規定の整備となつてございまして、附則第5条の2これは公益法人等の非課税特例の適用が継続をされたということに伴う規定の整備でございます。27年1月1日からの課税適用でございます。次のページ、附則の第8条の改正、肉用牛の売買による事業所得の課税の特例これが平成30年度まで3年間延長されたということでこれに伴う規定の整備でございまして課税適用は26年4月1日ということでございます。次、附則第16条の3、上場株式等にかかる配当等の分離課税これに特定公社債の利子が対象に追加されましてこれに伴う規定の整備でございます。次附則第17条の2、これは優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合これにかかる長期譲渡所得について特例がございました。これを3年間延長されたことに伴いまして条例の整備を行うものでございます。次1番下でございますけれども附則の第19条と次めくっていただきまして附則第19条の2でございますけれども、いずれも株式等にかかる譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に区分されたということでこれに伴う規定の整備でございまして附則第19条には一般株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に関して規制をいたしまして附則第19条の2に上場株式等にかかる規定について謳うものでございます。いずれも29年1月1日からの課税適用となるものでございます。

次に、12ページの附則第19条の3、これは非課税口座内の上場株式等の準備にかかる条例の適用これに贈与、相続さらに遺贈これが追加されております。これに伴う規定の整備でございます。課税適用は27年1月1日でございます。次に、附則第20条の2、これは現行の附則第20条の4を繰り上げて改正するものでございますけれども条例適用利子と及び条例適用配当等の分離課税これに特定公社債の利子が対象として追加をされたことに伴う規定の整備となっております。課税適用は29年1月1日でございます。次に、固定資産税にかかる改正でございます。附則第10条の3でございますけれども、第6項を新設するものでございます。耐震改修に係る家屋でございますけれどもこれが耐震基準適合家屋として減額の対象になるということでございましてこの減額の適用にかかる所要の手續きに関して新たに規定をするものでございます。次、13ページの附則第21条でございますけれども、これは以降一般社団法人等にかかる非課税措置これが法律で廃止をされております。これに伴いまして条例の規定整理を行うものでございます。この固定資産税にかかる課税適用はいずれも26年4月1日でございます。次に、軽自動車税にかかる改正でございます。まずこのページ第60条の改正でございますけれども税率の改正となっております。第1号が電動付き自転車および二輪車の標準税率これを約1.5倍最低2千円に引き上げようとするものでございます。さらに第2号では軽4輪等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用自動車は1.5倍にその他につきましては約1.25倍に引き上げるよう改めるものでございます。それぞれの現行税額および改正案について表に示した通りでございます。課税適用につきましては27年4月1日でございます。次のページ14ページでございますけれども、同じく軽自動車税の改正でございますけれども附則の第16条の改正でございます。グリーン化の推進ということで国の方針に基づきまして新規の検査から13年を経過した軽4輪等につきましては標準税率のおおむね20%の重課が導入されることになりました。新たにそのむねを条例に規定しようとするものでございます。課税適用につきましては28年4月1日でございます。15ページには条例が引用している法律等の条項で今回の法改正等によって移動したものについて列記してございます。また、現行条例の中で総務省の通知で条項を削除するという通知がございましてこれら削除をするものについて列記をしております。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第27号の説明を終了いたします。

---

◎ 日程第8 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部

改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例改正につきましては税制改正大綱において示された国民健康保険税の負担の適正化、低所得者の保険税軽減措置の拡大ならびに株式等に対する課税の見直しについて地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正しようとするものであります。限度額の引き上げによって負担が増える世帯がございますが税負担の公平性を図る観点からご理解を賜りますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。16ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。

美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料をおつけしておりますので18ページをごらんいただきたいと思っております。この資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思っております。まず第2条の改正でございますけれども、これは課税限度額を引き上げる改正でございます。後期高齢者支援金等課税額これを現行14万円から16万円に、さらに介護納付金課税額を現行12万円から14万円に改めるものでございます。次に第27条の改正、これは保険税の軽減対象を拡大するよう改めるものでございまして5割軽減と2割軽減の世帯にかかる所得判定基準を改めるものでございまして、まず5割軽減の基準につきましては算定に用います被保険者数の範囲に世帯主を含めるという改正でございます。次に2割軽減の基準につきましては被保険者数に乗ずる金額を現行35万円。これを45万円に改めるものでございます。それぞれこの2条の改正の課税適用につきましては26年4月1日でございます。次以降の改正は附則の改正となっております、上場株式等にかかる配当所得などにかかる課税特例に関するものでございましてこれら先ほどの税条例と同様の規定の整備となっております。まず附則の第3項及び次のページの最後の附則の第11項、この改正につきましては分離課税の特例でありましてこれに特定公社債の利子が対象に追加をされたとこれに伴います規定の整備となっております。次に19ページ、附則の第6項と附則第7項の改正、これは株式等にかかる譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に区分をされたこれに伴う規定の整備でございまして附則第6項に一般株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に関する規定を謳いまして附則第7項に上場株式等にかかる規定を謳うというふうに改めるも

のでございます。いずれも課税適用は29年1月1日ということでございます。

20ページにつきましては法令等の改正によって引用している条項が移行したもののさらには総務省の通知により条例の中から条項を削除するものについてそれぞれ列記しております。

以上議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第28号の説明を終了いたします。

---

◎ 日程第9 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第29号 工事請負契約の締結の決議事項の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 工事請負契約締結の決議事項の変更について提案説明を申し上げます。本件は昨年第5回臨時会において議決を得た美深中学校改修・改築工事請負契約の変更について議決を求めるものであります。変更内容は労務費及び資材の高騰を原因とする工事請負金額の増額でありまして先の第2回臨時会における予算措置をもって工事請負業者、橋本川島、山崎、特定建設工事共同企業体でありますけれども協議を行い先般仮契約を締結したところであります。契約の変更にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。21ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第29号 工事請負契約の締結の決議事項の変更について。

平成25年6月26日議会の議決を得た工事請負契約の締結（美深中学校改修・改築工事）の一部を次の通りに変更したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

工事名につきましては、美深中学校改修・改築工事でございます。契約の相手方が、橋本川島、山崎、特定建設工事共同企業体、代表者が旭川市旭町2条7丁目12番地90株式会社 橋本川島コーポレーション 代表取締役 川島崇則 変更の内容でございま

すけれども、契約金額を変更するものでございまして変更前現行の契約金額につきましては8億9,670万円これを9億2,605万4,400円に変更しようとするものでございます。2,935万4,400円を増額するものでございます。

以上議案第29号の説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第29号の説明を終了いたします。

---

◎ 日程第10 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第30号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について提案説明を申し上げます。この組合は北海道内の町村一部事務組合広域連合が共同で設置している組合ですがこのうち2組合が解散脱退し新たに1組合が加入するため規約の変更が必要になったものであります。この契約変更について関係団体と協議するため地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは説明をさせていただきます。議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

1枚めくっていただきまして裏面をごらんいただきたいと思います。資料をおつけしております。これによってご説明を申し上げます。新旧対照表ということで左側に現行の規定、右側に改正案を載せてございますが新規加入と脱退による改正でございますけれども、まず脱退につきましては現行の記載の欄のアンダーラインのある2カ所で上川中部消防組合、さらにその下にございます伊達そうべつ学校給食組合この2団体が脱退するものでございまして、さらに新規加入でございますけれども改正案の下の方のアンダーラインがある道央廃棄物処理組合これが新たに加入をするということの改正でございます。なお、この施行の日でございますけれども総務大臣の許可の日から施行するというものでござい

す。

以上議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） これから議案第30号について質疑を行います但其の前に議長の発言の訂正をいたします。議案第30号 北海道市町村議会議員と言いましたけれども市が抜けます。北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてということでありますので訂正をいたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決いたします。

議案第30号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第31号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第31号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について提案説明を申し上げます。この組合は公務災害補償などに関する事務を共同処理する一部組合で北海道内の市町村一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。このうち1市2組合の脱退、2町1組合の新規加入に伴いまして規約の変更が必要になったものであります。この規約変更について関係団体と協議をするため地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます提案説明といたしま

す。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

これも一枚めくっていただきまして25ページに資料をお付けしておりますのでこれにより説明をさせていただきたいと思います。左側に現行規定右側に改正案を載せてございます。まず別表第1でございますけれども、それぞれ振興局ごとに加盟の団体を記載しているものでございますけれども、まず石狩振興局現在15団体が加盟しておりますが今回新たに道央廃棄物処理組合が加入をするということで16団体に改めるものでございます。次に、空知総合振興局、現在35の団体が加盟しておりますがここから赤平市が脱退をするということでこれによりまして34の団体となるものでございます。次に、上川総合振興局、現行31の団体が加入してございますがここから上川中部消防組合が脱退をいたしまして30団体とする改正でございます。次に、胆振総合振興局、現在13の団体が加盟しておりますがここから伊達そうべつ学校給食組合が脱退をいたしまして12の団体となるものでございます。次に、別表第2の改正でございます。まず消防組織法にかかる事務に関する団体でございますけれども現行赤平市さらには上川中部消防組合の2団体が脱退をいたしまして新たに鷹栖町、上川町が加入するものでございます。次に、地方公務員災害補償法に基づく事務に関する団体でありますけれども、現行上川中部消防組合さらには伊達そうべつ給食組合この2団体が脱退をいたしまして新たに道央廃棄物処理組合が加入し改正しようとするものでございます。附則といたしましてこの規約の施行日でございませぬけれども総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第31号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了致します。

討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について採決いたします。  
議案第31号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第31号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第12 議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては補助金などを財源として実施する事業の見直しや新規事業の追加そして施設の維持・補修費の追加が主なものとなっております。主な内容を申し上げます。まず、総務費では自治総合センターの助成金を活用して川西改善センターの備品を整備いたします。労務費では人材不足が課題とされている介護従事者を育成するため北海道の補助金を受けて緊急雇用創出推進事業として実施してまいります。農林産業費ではJA北はるか米麦乾燥調製施設の整備については国の強い農業づくり補助金を活用する計画で進めてまいりましたが残念ながら補助要件、費用対効果でありますけれども満たすことができず断念することといたしました。しかしながら、施設老朽化の状況と安定的な受け入れ体制を図る必要性は何ら変わりませんので整備内容を見直して実施することが決定されたところであります。町といたしましても安心して生産できる体制を整えるため事業費を支援してまいります。商工費では町内経済は少なからず消費税引き上げの影響を受けているようです。本年もプレミアム商品券の発行に支援をしてまいります。財源は過疎債を活用してまいります。北海道観光振興機構事業採択を受けて仮称でありますけれども道北着地型観光プロモーション推進協議会が設置される運びとなりましたので事業費を支援してまいります。本町の観光拠点でもある物産展示館、びふか温泉については年数経過とともに老朽化が進んでおります源泉用ポンプの取り換えなど施設の維持補修を進めてまいります。最後に土木費ですが現在町が保有する住宅として一般向け教員向け職員向けなどそれぞれ用途をもって管理していますがこのほかに移住や移住体験、合宿滞在など住宅事情も多様化しています。これら需要に対応できる多目的な住宅として市街地の1棟1戸の改修整備を進めてまいります。歳入でありますけれども追加補

正にかかる財源につきましてはそれぞれ特定財源をあてまして、なお不足する財源につきましては繰越金でまかなうこととしておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ2億975万8千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ47億3,411万6千円となるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案書第32号をごらんいただきたいと思います。

議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号

平成26年度美深町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第32号の説明を終了といたします。

---

◎ 日程第13 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 報告第4号を議題といたします。

総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際委員長から調査の経過と結果についてご報告を致します。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 報告第4号 総務住民常任委員会所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査をおこなったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項、大型公共施設の今後の修繕改修計画について。調査方法、現地調査、聞き取り調査。調査日は、平成26年5月9日。調査の目的、わが町における大型公共施設の老朽化が懸念されることからこれまでの改修実績と現状、今後の修繕改修計画について調査するものであります。調査の内容につきましては美深町役場庁舎、美深町物産展示館、SUN21、恩根内センタープラザ、美深町保健センターについて調査しております。資料添付は100万円以上の改修の一覧となっておりますのでお目通を願います。

調査のまとめを朗読をもってかえます。

美深町における大型公共施設は昭和37年に現在地に新築落成した役場庁舎に始まり昭和43年築のSUN21、昭和55年築のびふか温泉施設など昭和時代に建設された施設及び平成時代に入ってから20年を経過する建物も多くなってきている。今回の調査の主

旨である大型公共施設の今後の修繕改修計画については中学校校舎の改修・改築工事、学校給食センター建設工事等第5次総合計画に基づくインフラ整備と住民サービスにかかる政策を優先して既存の公共施設についてはいずれも大規模な改修改築はローリングしている。現場においてはいずれの施設も屋上防水工事の必要性が示されている計画に留まっている。しかしながら、公共施設の老朽化対策は先送りできない状況にある。これまでの施設が壊れてから直すという考え方から計画的に直すという考え方に改めて施設の長寿命化と改修経費の節減・安全性を保つ考え方が必要である。一般的に建物は30年を経過すると急激に老朽化が始まるといわれており、今まで以上に施設の維持管理経費が増加することが予想され今後の改修・改築解体も含めた公共施設改修改築計画を早急に策定すべきである。経年施設は軽微な損傷が短時間で多額の修繕経費がかかることから人間の予防医療が大事なのと同様に公共施設においても予防が重要である。また今回、現地視察を行った中で指定管理者の施設管理に課題がある施設が見受けられた。管理責任の所在を明確にした中で行政としてしっかりとした指導とチェックが必要である。利用頻度の高さが施設の老朽化をとどめる要素にもなり有効活用の研究を検討するとともに施設の統合及び解体を含めた公共施設のあり方を検討すべきである。

以上報告を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ、次、産業教育常任委員長。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項、公営住宅の長寿命化計画について。調査方法、現地調査、聞き取り調査。調査日、平成26年5月20日。調査の目的、町公営住宅の長寿命化計画の着手内容と管理現場、運営の実態について公平に適切に行われているか。また、運営の課題はないか調査する。調査の内容、現地調査6カ所。長寿命化計画修繕予定事業。3番目、設備更新計画26年度。4番目、団地ごとの建設年度これについては一覧表の提示を受けております。5番目、過去5年間改修工事实績で100万円以上のもの列記をしております。6番目、空室状況、過去3年間の資料の提示を受けております。7番目、公営住宅における問題点、担当より聞き取り。8番目、公営住宅等管理状況、資料での提示を受けております。9番目、敷金運用状況、25年度末現在で提示を受けております。

調査のまとめに入ります。冬季の除雪については各団地の入居者から苦情があるが福祉の分野、住宅団地のスペースのことを考えて行われている。入居条件で共通管理の説明がなされている。共通玄関除雪での年配層が除雪し若い人の除雪が少ないとの苦情がある。また、雪処理に苦慮している。空室等の物置、車庫前は公の立場で除雪をしている。屋根からの落雪が随時あり排気口・窓がふさがることがある。入居者自身による排雪ダンプなどの利用も可能である。無落雪住宅でも年に2～3回屋根雪処理、雪庇処理を行わないとまらない。独身寮で排雪料金を出し合いながら業者に委託をしている。共同住宅周辺の環境整備や入居者が協力して作業・分担が望ましいが草刈り、ごみの片付けをするのは年配者が多い。俗に言うゴミ屋敷の実態はなく火災の危険カ所はないとみ受けられるがゴミの収集方法については団地によって苦情もあるので検討が必要。ペットの飼育は原則禁止しており苦情は少ない。住宅整備等の老朽化については随時改修工事で処理している。特に老朽化した水道管などは改修が必要。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

#### ◎ 日程第14 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議案調査のために明日12日を休会としたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日を休会とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時16分



平成26年第2回定例会  
美深町議会会議録  
第2号 (平成26年6月13日)

---

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 行政報告
- 第 3 請願第2号 委員会報告 (ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願)
- 第 4 議案第27号 (美深町税条例の一部改正)
- 第 5 議案第28号 (美深町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 6 議案第29号 (工事請負契約の締結の決議事項の変更)
- 第 7 議案第32号 (平成26年度美深町一般会計補正予算第4号))
- 第 8 議案第33号 (工事請負契約の締結)
- 第 9 同意第1号 (固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件)
- 第10 同意第2号 (固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件)
- 第11 推薦第1号 (農業委員会の委員になるべき者の推薦)
- 第12 議員派遣の件
- 第13 承認第2号 (閉会中の所管事務調査の申し出)
- 第14 議案第34号 (平成26年度美深町一般会計補正予算第5号))
- 第15 意見書案第2号 (ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案)

◎出席議員 (10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君  | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君  | 4番 南和博君   |
| 5番 中野勇治君  | 6番 山本進君   |
| 7番 諸岡勇君   | 9番 岩崎泰好君  |
| 10番 齊藤和信君 | 11番 倉兼政彦君 |

◎欠席議員 (1名)

- 8番 林 寿一君

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

事務局長 木戸一博君

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君      事務局副主幹 角田敏彦君

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。

本日林君から欠席の申し出がありましたのでこれを受理しております。 定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませう。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

さる6月12日に総務住民常任委員会が開かれ付託事件の審査を行い審査結果報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。

次に、休会中に議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社アウルにかかる経営状況を説明する書類、代表監査委員から平成26年6月実施の例月出納検査報告書の2件でありお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、追加議案について申し上げます。

町側から工事請負契約の締結1件、同意2件、議会側から推薦1件、議員派遣の件1件、承認1件が提出されており本日の会議に付議しております。

以上で諸派の報告を終わります。

---

◎ 日程第2 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。

株式会社アイサイエンス他1社の企業誘致について行政報告を申し上げます。昨年の6月の第2回定例会において当該企業の当初計画に基づく立地について断念せざるを得なくなったことをご報告申し上げました。しかしながら、本町として数少ない企業立地の案件に当該企業の財務体質の改善などを待ちながら将来的な立地に希望を持っていたところがあります。しかし、株式会社アイサイエンス及び検査会社でありますTMSの2社は小規

模ならではの小回りの利く企業として医療業界のニーズに対応し成長を続けてこられました  
たが株式会社アイサイエンスの企業内部において事業継続が困難になる事態が発生し平成  
26年4月7日付をもって弁護士晴海協和法律事務所を通じて自己破産の手続きに入った  
旨の通知がなされました。これまで議員各位及び町民各位のご理解をいただきながら本町  
の雇用の場の確保と就労人口の増加に期待をし継続的に進めてきました企業誘致でありま  
したがメインとなる企業が存続できなくなってしまったことからTMSを含め残念ながら  
当該企業の誘致は終結せざるを得なくなりました。

以上、行政報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長からの行政報告にお尋ねの向きがあれば発言を願いま  
す。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 只今、行政報告をいただき非常に残念な結果だと思っている1人  
であります。この一連のいきさつ経過の中でさまざまな形で町民の期待といろいろなこ  
れからの町のあり方について随分町民は期待感を持っていたと思います。そういう意味で  
この断念せざるを得なくなった経緯とそれから今回の向こうからの通知によりまして企業  
誘致は断念するという宣言をされましたがそれらについての町民への説明をどのような形  
で考えておられるのかということをお聞きしたいと存じます。特に、平成23年8月号の  
広報には町政執行方針の説明の中でこの企業誘致に触れておられます。また、24年5月  
号にはまちづくり推進会議の中でこの進捗状況を聞かれて町長がこれについて答えている  
という記事になっています。また、24年の9月号には企業立地宣言をされまして大きく  
握手をしている写真とともにこの企業がこの町に来るのだという形で町民は期待を膨らま  
せたところであります。それについて10月には町民に対して説明会あるいは高等学校に  
対する説明会もあったと思います。そして、25年の1月号には年頭の挨拶で町長はこの  
ことについて触れられておられます。また、その後しばらくこの問題については広報の中  
に掲載がないのですが、25年の8月号に立地計画の変更ということで先ほど町長が言わ  
れましたことについての今後の小さくても希望をつないでいきたいという内容の文面が載っ  
ています。それ以後ずっと広報の中にはその経過がないわけです。ですから町民にとって  
はどうなっているのだろうと、細くても次につながる道があるのではないかという一抹の  
希望を抱きながらいろいろな形でそれぞれが発言をしていたと思います。町長にあって  
また町の関係者にあってこのプラン企業誘致の進める中ではたくさんの町費も使ってき  
ました。そして、いろいろな立場いろいろな会合いろいろな集いの中で町長はこういった  
形が来るのだということを町民の方にたくさんいろいろな機会に述べてきたという経過が

あると思います。ですから、私は最終的には残念な結果であるけれども広報でこれらのいきさつとそれから断念せざるを得なくなったということの結末をしっかりと知らせるべきだと思う1人なのですがその辺の見解についてどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今いろいろお話しがございました。従いまして、7月の広報でこのアイサイエンスの企業誘致の終結についてお知らせをしたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今ほど町長の説明で事業者が経営不振に落ち入り今破産宣告をしたところだという説明をいただきましたけれども、事業者が美深町に対してどのような対応をされたのかその辺をお聞かせいただきたいと思います。来ますときには、いろいろと住民を交えて美深町の施設を使ったりあるいは企業誘致に対しての宣伝を企業自体がしてきたわけですがけれども、その後町長からそういう話は住民も聞きますけれどもそれでは事業者は経営不振で破たんしてしまったことは仕方がないことなのですがけれども、これまでの経緯に対してどういう陳謝があったかその経緯を聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この辺については昨日も全員協議会等々で申し上げたわけでありましてけれども、企業としては何とか当町に立地をしたいという努力を水面下で続けてきたわけでありまして。そしてその中で内部の役員の心理関係が少し整わなかったということで会長さらには社長等々がそれぞれ会議の決議等々があったような状況であります。そういう中で最終的には会社が弁護人を通じて解散をするという経過に至ったという説明を水面下でわれわれは受けながら機会をつなぎながらともに何とかならないかということを探索をする会社の意向を受けながらもわれわれはそれを受けてきたところであります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今私が質問しておりますのは、経営破たんしてしまったことは事業者の努力が足りなかったのかその原因はそれぞれあるのでしょうかけれども、そうではなくて、美深町の施設を利用しながら企業が事業を続けたわけですから。そして私たちにとっては町民にとってはあわよくば企業誘致ができるのだという希望を持ちながらいたのですが倒産してしまって陳謝も何もないのかどうか、その辺会社側の対応がどうだったのかということをお聞きしているところなのです。町長だけが謝る問題ではなくて事業者がどういう対応を町民に対してしようとしているのか、希望を持ってそこへ就職したいという

方もいたはずなのです。ですから、そういう事業者の対応というものを聞きたかったわけ  
です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いろいろその辺のお話はあるのかもしれませんが、管財人  
が入って弁護士が入って整理という段階に入っておりますので元の会社の関係について元  
の会社の役員が動くということにはなかなかならないのかと想定をしているわけでありま  
す。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ本件報告済みといたします。

---

◎ 日程第3 請願第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費  
助成の拡充に関する請願を議題といたします。本件については総務住民常任委員会に付託  
をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長か  
ら審査の経過と結果について報告を願います。

4番 南君。

○4番（南和博君） 総務住民常任委員会から報告を申し上げます。

本定例会で総務住民常任委員会に付託されました請願第2号ウイルス性肝炎患者に対す  
る医療費助成の拡充に関する請願の審査の経過ならびに結果について報告致します。本件  
はさる12日総務住民常任委員会委員5名が出席のもと紹介議員である齊藤議員に出席を  
お願いし内容の説明をいただきながら慎重に審査を行ったところであります。請願の内容  
はわが国に350万人以上いるウイルス性肝炎患者がまん延している原因は国であること  
が明確になっているが特に肝硬変肝がん患者は国の医療費助成から除外されていることか  
ら生活支援を含む医療費助成制度の早急な制度化と障害認定基準が極めて厳しいため亡く  
なる直前でなければ認定されないこともあり現行制度の実効性が発揮されていないことか  
ら早期に患者の実態にあった認定制度とすることが重要であると判断し出席委員全員一致  
で含意妥当と認め採択すべきものと決したものであります。なお、審査の中でわが町にお  
いても集団予防接種によるウイルス性肝炎に感染の可能性のある昭和16年から昭和63  
年生まれの町民に対する肝炎検査、ウイルス検査の推進を図り早期発見につなげるために  
町として積極的な情報の提供・周知が重要であるとの意見を付議いたします。

以上委員会報告といたしますが、先ほど総務住民常任委員会委員5名と申しましたが林

議員が欠席しておりましたので4名に訂正いたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑のある方は発言を願います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。  
討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。  
これから請願第2号について採決を行います。  
請願第2号に対する委員長の報告は採択すべきものです。  
委員長報告の通り採択することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は採択することに決定をいたしました。

---

◎ 日程第4 議案第27号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第27号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第27号に関し質疑を行います。  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようでありますから終了致します。  
これから討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。  
これから議案第27号について採決をいたします。  
議案第27号 美深町税条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第27号 美深町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号について採決をいたします。

議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第28号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第6 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結の決議事項の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号について採決を行います。

議案第29号 工事請負契約の締結の決議事項の変更について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第29号 工事請負契約の締結の決

議事項の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第7 議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 議案書の8ページの歳出のところでお聞きしたいと思います。款でいうと3の民生費の節で100万円のほっとプラザのホール東側ガラス破損の状況をまずお聞きしたいと思います。それと、商工費の11節の松山湿原の木道整備の42万円です。これは負担したたのでしょうけれども総額を教えてください。それと、その下の道北着地型観光プロモーション推進協議会補助金とありますけれどもこの事業内容の説明をお聞きしたいと思います。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） まず1件目の修繕料の関係でございましてけれども、ほっとプラザ☆スマイルのホールのさらに東側国道側の東側の窓ガラス、国道から見て左下側ですけれどもこちらにひび割れが生じたものでございまして高さ約60センチ長さ80センチほどのガラスにひびが生じていたものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 松山湿原の登山道の木道の修繕料ですけれども、総額負担ということですのでけれども予算提案が42万円となっております。これは現在北部森林室が松山湿原の登山道の遊歩道の木道を修繕工事しておりますけれども、道は去年の段階で工事の設計等を行って工事を発注したわけですのでけれども、また今春引き続き融雪後に新たに木道が破損して今年の夏山観光の登山客の安全確保が図られない状況ということで急遽町におきまして提案説明しましたけれども14メートルほど新たな破損部分の木道を登山に間に合うように今回追加補正をして修繕費を提案した部分でございまして総額がその14メートル分42万円という内容となっております。

それと、道北着地型観光プロモーションこれらの事業の概要ということでございますが、道北着地型観光プロモーションということで着地型というものは旅行者を受け入れる側の地域がその地域でお勧めの観光資源をプログラムにした旅行商品や体験プログラムを提供するというで受け入れ地が企画運営をする形を着地型という形で表現しております。

私たちが観光地の方に美深からほかに出向く部分については発地型ということで区別しているわけですが、今回の道北着地型の観光プロモーションにつきましては名寄市、美深町が主にその着地型のプログラムの開催地となっているところでございます。この事業につきましては北海道観光振興機構から200万円の補助金とJR北海道から50万円の補助金とあわせてJR北海道からこれら移動・PR等にかかるJRの乗車券ですとかあと着地型の観光を受け入れる際の地元のガイド料金等々については現物といいますか実費の分をJR北海道が負担するという形になっております。この事業の主なものはいくらでも実施してはいたしましたがJR北海道がツインクルバスを運行しております。ツインクルバス、トロッコ号というのが名称で、JR札幌方面等から名寄駅に下車しまして名寄の北国博物館等々を経由して主に美深のチョウザメ館ですとか美深温泉、美深アイランド、あとトロッコ王国、仁宇布の冷水、16滝等々美深での滞在時間が一番長いのですけれども、これらのJRで直接動けない部分をトロッコ号で移動しながら体験を深めるというメニューになっておまして、またJRに乗って札幌方面に帰るといったトロッコ号の実証運行を7月から9月の土日、実26日間JR北海道と連携しながら運航していくという事業になっております。あと全体の観光振興機構から200万円が交付されますけれどもこれらは現在この美深・音威子府・中川の北いっしょ等でも広域観光体験をプログラムを作って進めておりますけれども、こういったエリアの観光ルートの紹介のパンフレットの作製経費ですとかポスターの作製経費、あと先ほど言いましたけれども新たなルートバスの運行実証の経費等々、また併せて道外等にこういったセールスPRをするフェアーに出店する際の経費等をこういった事業の中で見ていただけるということになっております。補正予算が通りましたら今後道北着地型観光プロモーション推進協議会という組織を設立しまして、美深町観光協会が事務局となってこの事業を運営していくという概要となっております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今の件ですけれども、これは単年度事業なのか何年かの計画なのかお聞きいたします。それと先ほどのほっと☆プラザの東側のガラス破損の件ですけれども、状況はわかりましたけれどもなぜこういう事故になったのか、これは金額も桁が私も見間違えたかなと思って確認したら結構高額なものですからこれは損害賠償とかそういう対象になるのかならないのか、原因は今答弁していただきますけれどもその辺の判断ですがお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 着地型観光の部分ですけれども、基本的に単年度の観光振興機構への申請で単年度の補助決定となっておりますけれども、それらの実証結果等によって最長3年まで申請可能ということで伺っております。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） スマイルの窓ガラスの関係ですけれども、破損の原因につきましては発見後直ちに指定管理者からご報告をいただいているわけですがけれども、現在原因としては特定できていない状況でございますが内側の複層の2枚ガラスになっておりまして内側が破損している状況でございます。ということで何かぶつかったと考えられているところでもありますけれども、修繕の内容につきましてはそういったことで複層ガラスを入れ替えるということで費用を見ているところでございます。損害賠償にはならないのかということにつきましても原因の特定ができない状況でございますのでそういったことは現在考えられていないところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 原因がわからないからお金を出したと、やむを得ないのかもしれませんが、もちろん被害届を出したりそういう調査等はもちろん進めているわけですね。その結果によってどういう手段を講ずるのか考えているということで理解をしてよろしいですね。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 先ほども申し上げました通り指定管理者とは原因の調査といいますかとそういった聞き取り等も行っておりますけれども、状況でございますが先ほどいったような状況でございます。それから警察への被害届については出していないものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 項目、農業産業費の中の、強い農業づくり事業補助金3億6,150万円の減額、そして新たに1億190万円の予算を組んだところですがけれども、当初予算でこの事業を組んで予算を組んだところですがけれども国の予算がつかなかったということはどういう原因でその予算がつかなかったのか、そして今度金額をぐんと減らして1億円で事業をするということは当初の事業計画があまりにも膨大だったのか、この次の予算でこの金額で最初から間に合うものだったのかその辺に疑問があるものですからお聞かせいただきたいと思います。それから、その上の委託料になっている事業で介護ヘルパー2級の受給者の試験料といいますか講習料というものが600万円ほど見ているのですけれども3名ということですがこれはどういう内容なのか聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 当初の強い農業づくり事業補助金と今回の単独での整備事業の補助金、この経過についてご説明をしたいと思います。当初、予算の中では国の強い農業づくり補助交付金を活用しまして米麦乾燥調製施設の整備を行うということでこれについては25年度相当JA北はるかそれから上川総合振興局それらと協議を重ねる中で当初提案をした事業内容で進めていたところでございます。ところが、国の方の通知の中で最終的な費用対効果を見る段階で国の経営所得安定対策直接支払い交付金この部分については費用対効果の方では見れないということで通知がありまして、もともと麦については販売価格より生産費の方がかかるということでこの交付金が出ている中でこの交付金は費用対効果には見れないという通知がありましたので費用対効果がかなり低くなったという中で別な方法で費用対効果を上げる方法をさまざま振興局とも協議をしたのですけれども最終的に見込むことができないということで補助金の活用を断念したところでございます。ただ、この施設については老朽化がかなり激しいということで、施設整備が早急に必要であるということでJA北はるかの方で事業規模を再度精査して最低限更新の部分だけですけどもこの部分だけはなんとか整備をしたいということで事業費を圧縮しまして年度内の事業実施を決めて町に対しても補助金の要請がございました。町としてもコメ麦の安定した受け入れ態勢を確保して生産者が安心して生産できる体制を整えるために本施設の整備事業に対して支援を行なうこととしたものでございます。事業費そのものについては当初は5億3,400万円程度の事業費、総体事業費の中で国の補助金それから町の補助金ということで整備をする計画でございました。この国の補助金が見込めなくなったということで先ほどお話しした通り規模を縮小して相対事業費としては3億270万円ほどの事業費というところまで圧縮をして整備をすると、それに対して町が補助を行うという事業でございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 雇用創出事業委託料の内容についてですが、この事業につきましては6ページの道からの雇用創出推進事業補助金636万6千円、全額100パーセント国から道に来て経費で全額を補われるものでございます。これまでも緊急雇用創出事業につきましては進めてまいりましたけれども、今年度につきましてはそれぞれこの事業はメニューがございまして、地域人づくり事業の雇用拡大プログラムというメニューがございまして失業者に対して次の雇用までの修業期間への創出・提供及び人材の育成、若者女性等の雇用機会の創出を図るための事業ということになっております。それで、こ

のプログラムにつきましては本町が委託予定をしているのは美深町社会福祉協議会に委託するということです。社会福祉協議会では日頃からハローワークさんに旧ヘルパーといえますか現在は介護職員と言いますけれどもこの方をハローワークさんで通して募集をしておりますけれどもなかなか人がいないというのが町内他の事業所も含めてそういった実態でございます。このことから介護事業所が地域の若者等の無業者失業者を有期雇用契約で雇い入れて業務に従事させながら訓練を受けて資格を取らせて正規雇用につなげるという雇用拡大のプログラムがございまして、働きながら賃金を払って資格を取ってもらってその後正規雇用していただける道を開くというプログラムになっております。本町におきましては介護従事者の人材育成事業という名称で3月末まで3名を募集対象という形で社会福祉協議会に委託をしたいと思っております。この間、介護職員の初任者研修を受講していただきましてそれらの経費もこれらの事業の中で見ていけるという事業内容となっておりますのでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） まず雇用創出の方からは再質問をしたいと思っております。そうしましたら、この介護保険のヘルパーの資格を取って正規に雇用しなければならないということは社会福祉協議会に義務づけられてくる訳ですか。それから既にヘルパー2級の資格を持っているものが失業している場合にここに正規雇用者として参加できるのかどうかということもお聞きしておきます。次に、強い農業づくりの件ですけれども、当初の金額を大幅に減少してこの施設を早急に整備していかなければならないという考えでこの金額が出てきたのではないかと思うのですが、最初の金額が5億円、その次が3億円になったわけですけれどもとりあえず最低の整備をしていきたいということはこの次何かあったときにまたさらに整備をしなければならない状況になるのではないかと、思い切って整理をして美深の元気づくり農業のために努力してもらうために整備をすべきではないかと思うのですが、最低限の整備で今回はつなげていきたいという考えでは農業者にとっても生産意欲をそぐのではないかと、せっきく整備をするからには町も思い切って計画をすべきと思うのですが国の予算が取れなかったからと、そういうことではやはりこれから先もこういう事業は進められないのではないかと思うのですけれどもそのへんの考えを聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 雇用が義務づけられているかという部分でございませうけれども、あくまでも社会福祉協議会は受託組織で職場の研修ですとかあと町内他の事業所への研修等を受託して指導監督するという立場になっております。ひいては社会福祉

協議会の中で今も募集していますので資格を取ってもらって残ってもらうということが望ましいですけれども、この事業所だけではなくて町内他の事業所もごございますので、できれば町内に残って就職していただきたいと、これは道の事業ですので町内外問わずその辺は有効になっておりますけれどもせっかく美深で訓練しますので残っていただきたいという内容で義務まではなっていませんけれども目標は町内の事業所で勤務をするということを目指しているところでございます。あと、現在２級ヘルパーと言いましたけど、今名称が変わりまして介護職員初任者ということになっておりまして旧ホームヘルパー２級という形になるのかと思います。あくまでもこれは先程説明しましたけれどもこの事業は雇用してその間に資格を取っていただいて就職の道を開くという制度でございまして今実際に社会福祉協議会等々と事業所で募集しておりますけれどもいない状態になっていますのでいないというふうに判断しておりますけれども、すでに持っている方がこのプログラムに応募をしても対象にはならないという形になると思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご指摘の部分なのですが、まず事業費の関係で最低限ということでお話しましたがＪＡ北はるかにおいて北はるかの体力といいますが資金の限界も正直ございます。その中で農協が最大限出せる整備できる対応できる中での事業費を算定されましてその中で町に対しても支援の要請があったということで現在この事業費に算定をしています。機械整備の内容の部分では当初見込んでいた今後の作付け増の部分も見込んで整備をするということで計画をしておりますのでその意味での最低限という表現をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） ７番 諸岡君。

○７番（諸岡 勇君） 観光費の関係についてお聞きをしたいのですが、先ほども主幹からの答弁があったのですがまず道北着地型観光プロモーション推進協議会という形の部分なのですが１６滝等のことについて説明があったのですが１６滝全部には行かれないのですがこれが可能になるのかどうか考えをお聞きしたいと思います。それから、ツインクルバスの関係についてはＪＲからも交付金等も出ているようではありますが２６日間という形で来ている部分については大変歓迎をするところではありますが、私もたまたま案内をしたりしているのですが２６日間のうち風とか何かでいろいろ危険で大型バスが通りづらい状況が出ているわけです。そういった部分の修理とか安全に大型バスが通れるような対策についてはどのように見ておられるのか。それから道北着地型観光の中に原生林等を入れて

いるのかどうか、原生林等についても非常に魅力的な部分でありましてあそこまで時間的にかかるのですがあの部分についてどの程度触れていくのかまずお聞きしておきたいと思えます。それから修繕の關係に絡むのですが、6月10日に第19回松山湿原と仁宇布自然探勝の會議があつて参加をしてきたのですが、この際に北星信金等から登山者にチップを持って登山者に行つていただくと、それからステッキ50本他北星信金と森林室等と打ち合わせをしてそこからステッキ50本をいただいたと、ただ登山をするにはステッキ50本では結局間に合はないわけです。こういった中と一緒に町もやる気をおこしてはどうかと、チップ等については5年間継続するわけです。歩くところを。もう少し一緒に町も整備を図つてみてはどうかと私は思うわけです。5年もかけてゆっくりやるのが良いのか、一気に町と一緒に町も絡めて北部森林室のイベント等に応援をして支援をしてやるべきではないかと思つて居るのですが答弁を求めます。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） たくさんあつて申し訳ございませんけれども、16滝等々の部分でございますけれどもこの部分はもうすでにプログラムができていてやるというのではなくて、これまでJRツインクルバスで冷水に行つても雨霧の滝しか寄れないかもしれませんけれどもそういった部分を当初の方はJR北海道さん、ツインクルバス、トロッコ号では考へているのかと思つて居るけれども、今年の事業はそれらの実証といひますか実証運行してみようということですのでこれは18日の日にこの受け入れ実施組織となります観光協会主体の道北着地型プロモーション推進協議会ができますのでこれが立ち上がった後にそれらのコース等々含めて打ち合わせをして進めていくものと考えております。いろいろな日程予定の時間等々もございまして回れる範囲というプログラムを組み合わせ等もこの中で話し合われるのかと思つて居るけれども、16滝全部を回るといふのは厳しいのかと私も考へているところでございます。それと、大型バスが通りづらゐ等々の対策等を含めてこれからのプロモーションの推進協議会の中で道有林でしたら北部森林室ですし町の所管するところでしたら町になりますのでその辺も今後の協議会設立後そういった支障なり危険な部分等々が出てくればその中で意見・調整が必要になってくるのかと考へて居ります。先ほどお話ししましたけれども仁宇布の原生林についても今後のプログラムの中でそういったものを進めるべきだといふ意見等々含めてコースの実証もこれから作つていく部分も出てくるのかと思つて居るのでそれらの中で協議されていくのかと思つて居るところでございます。それと、北星信金の關係でございましてけれども、町の方にも上川総合振興局と北星信金が包括連携協定に基づいて特に松山湿原の部分について上川総合振興局北部森林室が窓口となつて信金さんの連携支援するプログラムの一部として今回は松山

登山道の木質チェックとそれとステッキ50本これらについては北部森林室の担当の方からこういう形でというお話しがありまして具体的な中身につきましては観光協会さんと相談をしながら進めていくということでお話しがあった次第でございます。町もやる気を出してみてもということでございますけれども、町としましては仁宇布の観光の関係につきましては、トロッコ王国さんと連携をとっていますし観光協会さんが中心となって町の経費等を投入しながら事業を進めているところでございますが、それらの団体がさらにということであればその辺についても町としては支援を惜しむものではないと思っております。細かなステッキ等々数のこともありますけれども今実際に根間刈り竹を置いて上がっているという部分もありますけれども今度は本格的な登山のステッキを配置していただけるということもあって単年度で整備してしまうと北星信金さんが来年度以降の支援が困るのかということもありまして長期的なプランで信金さんも物だけを出すのではなくて人も参加をしてそういった地域の人たちと触れ合いながら支援をしていくというプログラムと伺っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） その点についてはわかりました。なおさら改善できるものは改善をしてほしいと思います。今主幹が言われた16滝については大分この場所にすら歩いても行くのが大変な場所ばかりなわけです。今のところ半分ぐらいいけない場所といえますか森林室の方でもやっと思えるような場所ですからこれらの整備をしてどこまで行ける、行けないくらいの案内が必要ではないかと思っています。それから登山の関係についても一つ言わせてもらいますが、今回は19回ですが来年度は20回になります。これは節目なわけですがこの取り組みについて強化できたら良いと考えています。それから、登山に2時間ぐらい頂上含めて降りてくるのですがトイレの関係はぜひともないわけですから携帯用のものが今ありますのであれもこういった会議含めて協議会含めてまたは登山の関係等についても観光費等についてもこういった対策が必要な時期になってきているのではないと思いますがこれの考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 諸岡議員さんはこの松山登山の仁宇布自然探訪の実行委員長と伺っておりますけれども、今19回目とおっしゃいましたけれども今年は確か20年目の記念の登山でないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。その中で、携帯トイレですとか含めてできれば実行委員会等でご意見を反映していただけて相談して進めていただくのがベターなのかと、何でも町でということにはならないのか

と思っておりますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確か私は商工会の総会は20回だということの節目で言ったのです。ところが10日の会議に19回となっていましたので20を訂正して19回にしたのです。主幹が20というのであれば20ということで訂正します。ただ、資料を見てください19回になっています。私はその資料を見て書いたつもりです。前向きな考え方が今後もつながっていくと考えておりますけれども、なおさら名寄・音威子府・中川含めたこういった道北着地型プロモーションに充実されますことを考えましてももちろんそういった中で応援する参加をすることについてはやぶさかではありませんので今後とも充実することを期待して私の質問を終わりますが答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） それぞれ体験観光含めて美深町観光協会それと北いっしょ推進協議会、名寄も含めた道北着地型ということで本当に観光協会を事務局中心に積極的に事業を展開しているというふうに行行政の立場から思ひしております。施設の充実等々についても町だけでできるものもございますし道また他の組織等々のご支援またそちらの所管の部分もございますのでこの辺につきましても観光協会さんを中心にそれらの中身の滝の通行等も含めて検討・協議していただいでできる部分は財政等も伴いますので相談に乗っていただけるようにしていきたいと思ひしておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 先程2番議員の時にも説明をいただいた部分なのですが、農林産業費の中で補助をつけるにあたって我々も提案を受けて賛成をしてそれがこういう結果になったということでの説明、そして新たな事業補助というものに関しては先ほど説明をうかがったわけですが、この結果補助がつかなかったという結果を踏まえまして今回の決定するにあたって例えば国の方の認定基準が今回は厳しかったという判断があるのか、それとも申請する側に応じて何か工夫できた部分があったのか何か申請の中で問題はなかったのかその辺についての結果を受けての判断をお伺ひしたいと思います。それからもう1点、びふか温泉のポンプの取り換え工事はおそらく井戸の結果を踏まえてポンプの更新という形になったと思うのですが、従来のポンプは故障していたということで今回更新になったと思うのですが、年数としてどれぐらい稼動していたものなのかその辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 今回の強い農業作り補助金の部分については国の基準が厳しかったというか要件は満たしていたのですが費用対効果の方で効果が見出せなかったと、その大きな部分としては先ほど言った交付金の部分が算定できない部分とあと今回の整備計画について建物はそのまま中身の改築の部分ということで耐用年数がかなり短い中での費用対効果を出さなければならないと建物までやると単純に50年とかいった中での償却期間がありますので単年度でみると額はかなり低く算定できるのですが今回機械だけということでその辺も対応年数が短いということがありまして今回は費用対効果をみだせなかったという判断であります。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 前のポンプは4年間の稼働ということになっております。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 米麦の方でいきますと、いろいろ申請を受けた中ではいろいろなものが混じていた中での今回部分はその部分だけを取り上げた場合にちょっと疑問が残る結果になった結果却下になったという感じなのかもしれないのですが、本当に必要でなんとかしたいということで上がってきた事業に対してできればぜひとも載せたい事業というものは万全を期して今後も予算を獲得できるような形というものをこれからは必要で申請するときにもそれなりの戦略というものが必要になってくるのかと、ただ恐らくどこの課でも申請書を出してただ待っているというのではなくてそれなりの戦略を持って当然動いていると思うのですけれども、今回そういう部分で逆に問題は何もなかったとなると反って問題なのかと思ったのですけれども、それなりの問題点を把握した中でぜひとも次今後こういう必要な事業に関しての補助申請をする場合には教訓としてぜひ生かしていただきたいと思いますと感じる次第であります。それと、ポンプのこと前回は4年ということであれば今回更新したポンプに関してもそのくらいのサイクルの交換というものが今後とも必要になっていくと考えてよいのかどうかその辺に関してのお答えをいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 今回の補助申請にあたっては当初から上川総合振興局を含めて相当議論をしながら申請をするまで要望するというところで進めていたところでございます。確かに費用対効果の部分では当初から厳しかったのですけれどもなんとかいけるだろうと、これは上川総合振興局と何回も協議を進める中で進めてきた部分でありましてただ最終的に先ほど言いました費用対効果の部分の交付金の関係ですがどうしても算定できないということで通知がありましたのでこういう形になったということで正直単純

にただ申請書を書いてという流れではなくて相当の協議をしたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 今回ポンプの故障となった原因が既に説明しておりますけれども、ゼリー状といいますかスライム状の温泉スケールが相当たまっていたということでそれが原因でポンプケーブルに故障を生じたということになっておりますので、ポンプそのものの耐用年数というのはこれまでも取り替えてますけれどもだいたい10年以上は使われていますのでポンプそのものとしては4年ではなくて10年程度は大丈夫かと思っています。問題はその間にパイプのスケール等がたまらないような点検清掃といいますかこの部分を何年かに1回できるかどうか、それらによって井戸の寿命化ですとかポンプの寿命化をながくしていくということにつながっていくのかと思っています。それらについては今後引き続き検討・調整をしていかなければならないかと思っていますところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 各議員が聞いた中なのですけれども、主幹の方から米麦乾燥施設の説明があったのですがその中で今回の事業費というのもお聞きしました。3億270万円、そして概要を聞いていないものですから同じなのか外は変えないけれども中は一緒にやるということはなぜかという、遠赤外線型乾燥設備が14台、カラー選別機が1台入れるという予算の中でその規模は変わらないのか、それとあと1点については、今まで前例のあるように道の補助が来た場合に道・国の補助が半分2分の1事業費の、その残の2分の1というのがおおむねわが町の各行政に対する補助スタイルであったのですけれども、今回は国の方の補助がなくなった中で総事業費が3億270万円という金額に上がったときの美深町のわが町としての補助の程度といいますかどのような形的前提の中で1億190万円程度の補助金を今回予算措置されているのかその経緯についてお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

農業グループ主幹（中江勝規君） 今回の事業内容なのですけれども、当初予算の中でご説明をした乾燥処理能力の部分、遠赤外線乾燥機14台この部分については当初の計画通り進めていきたいと、その中で、更新を予定していたものをその中で使えるものは何か今回使うということで事業費を圧縮してきております。それとカラー色選の関係なのですが、こちらの方を更新ということで検討をしていたのですけれどもこちらは今回単独の

事業という中ではここまで農協では出せないということでこちらの方は現在あるものを使おうということで更新を断念し事業費を圧縮したところですが、ただ、カラー色選については今後整備をしていかなければいけないということで合わせて倉庫の方もかなり古くなってきておりましたその方と併せて農協の方が今後考えたいということでこれについては新たな国の補助なり、道の補助を検討しながら農協の方で検討を進めていくということであり、それと、今回の美深町の補助金の算定にあたってひとつの考え方として総体事業費3億270万円、正確に言いますと3億272万4千円という総体事業費で補助対象の経費この総体事業費の中から取りだしの経費だとか抜いた補助対象経費としては2億7,175万円という算定をしております。当初の補助金の算定の中では国が2分の1その残り2分の1を農協と町ということで総体の4分の1を町が行政が見るという補助割合でしたので、今回の部分についてもこの補助対象経費2億7,175万円の4分の1を負担しましょうと、国の補助が受けられなくなった2分の1の部分ですが半分の部分をどうするかということでこちら農協の方と協議をしまして補助対象の4分の1を見るという考え方を準用してその2分の1についても4分の1は何とか町の方で支援しましょうということで総体37.5%1億190万円の補助ということで今回提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そうしますと、ムギの方はカラー選別機を使うかどうかわからないのですけれども、当初この施設でもコメ農家が24戸192ヘクタールあたりをここで利用していますという中で今回くず米ができないようにカラー選別機を入れたいという説明があったのですが、今の説明を聞くと違う倉庫の方に補助をもらって農協さんがやりたいというような説明があったのですがその辺はよろしいのですけれども、そうしますと費用の対象経費の中の最終的には37.5%、4分の1残りの部分も半分見るという形になったということですね。4分の1を見た中で国が見てくれなかった分もということで最終的には37.5%を見たということでよろしいのですか。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） その通りでございます。色選の部分につきましては今は麦乾センターとは別のところにありましてそちらで古いものを使っているのですがそれを当面使って今後更新については農協の方で検討したいということでございます。

以上です。

藤守議員、オフマイクにつきリライト不能

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先ほどから質問のありましたほっと☆プラザのガラスの関係と、それから、もう1点は第7款のびふか温泉の職員住宅の補修工事の請負費の関係と、第8款の町有住宅改修工事請負費の3点について伺いますが、まずはほっと☆プラザのガラスの関係ですが、破損したものを補修するということは当然あってしかるべきだと思いますがほっと☆プラザができて現物ができたときに管理している第2自治会の方々からあるいは利用されるの方々からこれらのガラスの構造について非常に私の方ではいろいろ、何でこんなところにつけたのだらうね、という話は来ています。それらについてどのように管理者あるいは住民のご意見があるのかということと、それから、同じくそのガラスの件に関しては補修にあたっては主たる原因が判明しないといいながらも、しかし何か、ではないか、という理由があったと思うのですが、そうであるならばガラスの位置のところにまた補修をしてもまた同じようなことが起こりうると考えているのですが、そうなった場合にあそこはひとつの光を取るためのガラスとして1本あると思っていますからその前後につい立といいますかそういった措置でこのガラスを補修するのではなくてそのような処置で対応することは考えなかったのかということが1点です。それから、2つ目の美深温泉の職員住宅の補修工事の件ですが、2棟あると思うのですがこの2棟について今までの利用状況がどうだったのか使用されていた状況だったのか、私の記憶では1棟はずっと空き家になっていてつい最近使われ始めたのかと思っているのですがこれまでの利用状況とそれから今後これがどのように利用されていくのかということについてお聞きしたいと思います。それから、3点目の職員住宅の改修工事なのですが、これもしばらくは空き家になっていたと思いますが、説明では役場の北側ということでございますから多分あそこだろうとだいたいの位置は分かるのですが、これについてさまざまな対応ができるような住宅に改修するということですが今後の利用の計画等が具体的にどのように起こってきたのかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） ほっと☆プラザのガラスの関係でございますけれども、まず窓の配置があるわけでございますがこれにつきましては町中の施設として皆さんが生き生きと利用活動している様子を外からも感じ取ることができる、あるいは中からも外の様子がわかる、あるいは議員もおっしゃっていましたように採光が取れるという

ことがあると思います。さらに、つい立などのご意見がございましたけれども、そういった方法についても検討の中にはあったわけですがけれども今回の予算の考え方としましては複層ガラスについては強化ガラスとさせていただいて破損の心配をなくしていきたいという方法で考えております。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 温泉の職員住宅ですけれども、2棟ございます。それで、昨年まではそれぞれ複数住まわれていたと伺っておりますけれども、今年度については亡くなった関係もございまして2棟とも単身者が住まわれていると温泉から確認したところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 南坂管理グループ主幹。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 今回改修いたします町有住宅につきましては平成24年の5月から空き家になっている状態でございます。この住宅につきましては今いろいろな需要が高まってきていますので多目的な住宅として改修をしストックをする予定となっております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まず、ガラスの補修の関係ですが、つい立て等の検討もしたということなのですが費用の面でそれらが見合わなかったのか、検討したのであればそれがどういう数字でこの程度かければこれは今対応できるという形になったのかその辺を聞きたいと思います。というのは、現実問題あそこに限らずほととプラザのほととの東側のガラス面あるいは西側の窓辺のガラスも場所によっては1番下まですべてガラスがあるわけです。それらについて今現状使っている中では西側の大きなガラスについてはわざわざ内側からつい立をたくさん立てて中が見えないような状態にして使っているのが実情だと思います。それらのことを考えると全面ガラスであるということが利用者にとっては不具合が随分あったのではないかと思っているのですが、そういう観点からするとそのホールの今の補修しようとしているガラス面は実はあそこにあることで確かに中で何をやっているのかが分かるということはあるのかもしれませんが、当初の目的とは利用者側では違うのではないかということであそこにガラスがあったら逆におかしいからといってつい立を立てて利用しているのが現実ではないかと思います。そうした場合にガラスを強化して壊れないようにするのはひとつの方法かもしれませんが、しかしそれは今の利用状況を見ながら改善していくというのもひとつの方法だと思いますのでその辺の考え方がどうして今ガラスになってしまったのか、利用者の声をしっかり聞いていたのかどうなのか

その辺のところを聞きたいと思います。それから、温泉の住宅の利用ですが、単身者の利用ということでこれは従業員の方だと思いますが温泉もなかなか経営状態が大変で今期も赤字を出したというようなことを聞いています。従来から思っているのですが、昔はこの支配人の方も入るための住宅だったと思うのですが支配人の方がわざわざ遠く美深町内から通う形で温泉の経営に当たっておられると、普通商売をする観点からすると経営者というのは1番自分のお店に近いところにいて即対応できるような体制をとるのが普通の常識だと私は思っていますが、しっかり今後経営改善にしても色々な不測の事態等の状況に関しても本来目的とした職員住宅のあり方をしっかり考えて責任ある方がここにしっかり入ってもらうような職員住宅に戻していく形をすべきだと思いますがその辺の観点の考えを伺いたいと思います。それから、最後の多目的な住宅を確保したいということですが、考え方は非常にわかります。わかりますが、その事情というのは先ほど言ったようにどの程度予想されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） まずガラスの関係ですけれども、つい立というご意見をいただいているわけですけれども、つい立につきましてもガラス窓につきましてもつい立を考えたとしても幅がかなりありましてそれを支える方法等を考えていきますと費用的にも膨らんでくるかと考えております。例えばつい立を利用されている実態もあるということではカーリング等をするときに使用いただいているのかと思っております。そういったことで対応していただいておりますが、強化ガラスにつきましてもかなり通常のガラスより強度が2倍以上あるものでございましてそのさらに現在ブラインドもあります。それからガラス自体に飛散防止でもしも割れた場合のシールも考えておりましてそれに若干色を付けるとかそういったことで考えることもできます。これらにつきましても指定管理者さんの方とも十分打ち合わせをする中で進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 昔は支配人さんが住まわれていたような質問でございましたけれども、ここは昔は職員が結構支配人で執行して皆さん自宅から通っていたように思っております。すぐ横に住まなくても町内でも市街地からでもすぐ対応できれば問題はないのかと考えておりますし、今入られている方は町外の採用の方が入られていまして、そしてなおかつ早朝の業務の方、今はどうかわかりませんが早朝温泉を朝早くから開ける方ですとか警備ですとか今入られている方は朝食の準備を早くからしなければならないということで通うということがないような業務の方が入られておりますので今いる方を

市街地に戻して支配人が入るということにはなりませんのでその辺は指定管理者であります振興公社の中でいろいろ協議をしながら入居対応されているのかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 町営住宅の改修についてお答えを申し上げます。ひとつの小さいのですけれども政策としてこれまで職員住宅として管理していた住宅が老朽化によってなかなか入る方も希望されないということでこのまま置いていてもどうかということになりましてこれらの活用が必要だろうと、その中で現状の住宅事情といったものが随分多様化してきているということで多目的な利用ということにしました。現在美深町では冬のスポーツの合宿といったときに住宅が足りないということもありますし、夏場でいえば移住体験の希望住宅でこれがたくさんあれば良いのですけれどもたくさんもてないということでこういったものにも対応したいということで、それからもちろん町民でも緊急時に必要なこともあるだろうと、ただ、といいながらもひとり入ってしまうともうないという実態もありますので今後こういった対応ができるものを少しもっていきたいと、そのひとつとして今回整備をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先ほど来検討を加えたということですから具体的に予算規模等を検討されたのかと、答弁の中ではそれも考えたけれども金額になるのではないかとということで見積もり等はしていないのかと思います。多くの利用者がガラス面のことについては非常に斬新なデザインであるということは良いこととしても、利用する側からすると非常に厄介な見え過ぎるガラス面だという印象で使っている方がずいぶんいるのかと思います。私も仕事の関係上何度か利用させていただきましたけれども、しかしやはりそこでは夜などは特にあれだけ中が明るいですから外から丸見えでそれらについて今回は壊れたガラスの修理ということですがそれらについてもう1度しっかり考えてその辺の対応をすべきだと思うのですが、今回の予算についてはこれ以上言いませんけれども今後の対応についてしっかりと使う側の立場に立って対応をどう考えているのかということについて考え方をお聞きしたいと思います。それから、課長の方から多目的な目的で住宅の対応をしたいということですが、今町内の住宅も計画年にあってどのような住宅配置をしていくのかという計画の中で論議していくのだと思いますが計画自体も作っていくと思いますが街の中に前の一般質問でもしたのですけれども空き家、住宅、もったいないと思う住宅が壊されていくというのが現実にあります。それらの対応を町としてもその辺の計画が多目的に使える住宅として確保できるのであればしっかりそういう仕組みをつくっていくことも必要かと思

うところでは、特に、倶知安とか胆振管内では胆振総合振興局と提携して空き家対策をどうするか単に壊すだけではなくて使えるものはどんどん有効に使える方策をとって行っているところでも道内に何か所もありますからそういう方向に向かうのかどうかその辺の考え方を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） ガラス面の丸見えの状況だということに関しましては今後指定管理者とも十分相談しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 只今住宅の関係で町の中の全体の住宅の件で当然公的な部分それから民間の部分も含めて今後これらをどうしていくかということですが、ご存じの通り今計画を進めながらこういった情報を拾って今後どうしていくかということを検討していきたいと思っております。言われる通り壊してしまうと何もなくなってしまって寂しい状態になるというのは痛切に感じているところであります。こういったものも活用できるものについては活用していけるような方策も今回の計画の中で考えていきたいと考えております。これまでの住宅事情、公的な部分もそうなのですがやはり時代の移り変わりの時といいますか随分改修をしなければならないもの解体をしなければならないものがあるのかと思います。今回こういったことを踏まえながら計画の中に盛り込んで進めたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認め終了致します。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号について採決を行います。

議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第32号 平成26年度美深町一般会計補正予算第4号は原案の通り可決されました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。

議長の方から議会運営委員会を招集いたしますので委員の皆さんはお集まりをお願いいたします。

と思います。

---

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩をとき会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ町側から追加議案が提出されております。追加議案は議案第34号 平成26年度美深町一般会計補正予算第5号の1件であります。また、請願第2号に関し南君ほか3名から意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案が提出されております。

お諮りをいたします。追加議案を日程に追加し、議案第34号を追加日程第14とし意見書案第2号を追加日程第15として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第34号 平成26年度美深町一般会計補正予算第5号を日程第14、意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案を日程第15として議題とすることに決定をいたしました。

只今から資料を配布いたします。

（資料配布）

---

◎ 日程第8 議案第33号

○議長（倉兼政彦君） それでは日程第8 議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案33号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は美深町学校給食センター建設工事にかかるものであります。工事請負業者の決定にあたりましては町内の経済波及効果を考慮して決定する総合評価指名競争入札を持ってこの10日に入札を執行し落札者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号 工事請負契約の締結について。

次の通り工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的 美深町学校給食センター建設工事。2、契約の方法 総合評価指名競争入札による契約。3、契約金額 4億2,012万円。4、契約の相手方 橋本川島・山崎 特定建設工事共同企業体 代表者 旭川市旭町2条7丁目12番地90 株式会社 橋本川島コーポレーション 代表取締役 川島崇則。総合評価方式というといまして単に工事の価格を持ってその価格のみで落札するのではなくもう一つ従前から行っておりました経済の普及効果がある地域の調達はいくらかあるのかということを経営的に判断をして落札決定とするものでございます。6社を指名いたしましてこの6月10日に入札を執行しております。1社が辞退しております5社による競争入札を執行しております。税抜きの前定価格が3億9,805万円に対しまして最低入札価格が3億8,900万円、また地域調達前定価格の最高だったものが1億768万円、いずれも契約の相手方となるものの入札でございまして入札比較点数が3億7,823万2千点ということで最も低い点数の当該業者と契約を締結するものでございます。次のページに資料をつけておりますので工事概要について若干ご説明申し上げたいと思います。工事名は先ほど申し上げた通りですけれども、この学校給食センターの建設工事の中に給食センター本体の新築工事ともうひとつ美深小学校のランチルームの改修工事というこの2つの工事が含まれておりまして工期が契約の日から平成27年2月10日までとするものでございます。給食センター本体につきましては鉄筋コンクリート造りの一部鉄骨造り平屋建てでございます。また、美深小学校のランチルームの改修につきましては、普通教室2室それとこれに付帯しましてフリースペースというものがございますがここを1室としてランチルームとするものでございます。2ページには給食センターの配置図、3ページには給食センターの平面図をお付けしてございます。次4ページに美深小学校のランチルームの概要図を示しております。ランチルームとする場所につきましては現在の1年生2年生が使用しております普通教室と真ん中の方に現在の平面図を載せておりますけれどもフリースペースというのが廊下と教室の間でございます。この1年生2年生の普通教室とフリースペースを合わせまして1つの部屋としてランチルームに改修するものでございます。改修後の図面につきまし

てはこのページの1番下に表示している通りでございます。

以上議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 美深町の学校給食センターの工事請負に関してお尋ねしますが、小学校の改築工事を小学校の教室のランチルームを学校給食センターの工事と一体化にした理由についてお伺いしたいと思います。と申しますのは、どの程度ランチルームの経費がかかるのかその点も聞かせていただかなければわからないところなのですが、今現在地元の業者が建築工事というものが減ってきている中でこのようにして一体化にして発注されますと地元の業者の仕事量が減ってくるのではないかと懸念、経済的効果をみた総合評価型の競争入札で仕事を発注されたその経緯は理解しますが、地元の業者の育成あるいは雇用というものが懸念されるのではないかと私は思うのですが、この工事を一体化した理由について聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） 美深小学校のランチルームにつきましては給食センターと場所的には違う場所になるのですが、この施設につきましても学校給食センターの一連の施設ということでとらえておまして今回一括のその中に含ませていただきました。あと金額的には約320万円ほどの経費がランチルームにかかっております。今議員のおっしゃっております地元業者への配慮につきましては今回の入札方式の中で地域調達という部分も重視しておりますし、このほかの学校給食センター以外の部分で建築にかかる部分についてはこういう工事等で地元業者への配慮を十分されていると考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私が考えますには、現実的に同じような学校給食センターの施設の改修工事になると思いますけれども、単独で工事発注をして支障をきたすものがあつたのかどうか、私は学校の施設内の改修ですから決してそのようなことはあり得ないのではないかと、関連施設の改修ということになりましたら仁宇布の小中学校も当然改修してくるのではないかと考えているわけです。仁宇布の学校は当然単独で改修していくということではないかと考えていたものですから、私はわずかな金額ですけれどもやはり地元業者の育成というものがあってしかるべきではなかったのかと、その中に地元業者がこのジョイントの中に入っていけるということがあるのでしたら別ですけれども1社しか入っていかれないという状態になっているわけですから当然そういう配慮があってしかるべきではなかったかと、なぜそれが困難だったのか聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） どうして美深小学校のランチルームを一緒にしなければいけないのかということですが、議員おっしゃる通り分けて発注ということも十分可能なことなのですが、先程も申し上げた通り学校給食センターの一連の流れの中の施設であるということと、建設業者業界を見ますとなかなか仕事量的な部分での人手不足などの部分を考えますと単独業者が果たして限られた時期で仕事が終えられるのかという懸念材料も一部ございました。実際に子供たちが休みになる夏休みに集中してやるという点から考えますと果たして地元業者が100%できるのかという不安がございます。ですから今回はJ Vの業者の中で準備を含めて十分なバックアップ体制がとれるということから今回は一括にして発注をしたということでございます。仁宇布につきましては特別な改修はございません。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第33号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第33号 工事請負契約の締結については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第9 同意第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意1号 固定資産評価委員会の選任について提案説明を申し上げます。ご存じの通り本町の固定資産評価審査委員会の委員は総数3名でございます。このうち中山氏さらに仁木氏の両名が6月26日をもって任期満了を迎えることとなります。さらにご活躍をお願いいたしてお二人ともをお願いしたところでありましてけれどもお2人と

も退任の意思が硬いため今定例会において新しい2名の委員について選任同意を求めるものであります。そこで1人の同意1号としてはそのお1人であります遠藤伸浩様でありますけれども遠藤氏は昭和35年生まれで現在53歳であります。昭和56年に千代田学園を卒業し美深に戻られ家業である菓子店を手伝っておられるわけであります。遠藤氏はお仕事のかたわらまちづくり推進町民会議委員や美深高校PTA会長を務められるなど社会的活動にも積極的に参加されておられ現在は美深小学校、美深高等学校の評議委員、名寄地区食品衛生協会副支部長さらには美深消防団本部副分団長としても活躍をいただいているところであります。これまでの商業活動や多岐にわたる社会的活動の経験とご活躍から公正な審査判断が求められる固定資産評価審査委員として適任だと考えているところであります。

満場のご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑があれば発言願います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは討論を省略しこれから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決定をいたしました。

---

◎ 日程第10 同意第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてのお願いでありますけれども、同意1号で遠藤さんが承認されたわけでありまして引き続き2名でありますのでご提案を申し上げます。向井貢氏でありますけれども昭和37年生まれで現在51歳であります。昭和56年に名寄農業高等学校を卒業後現在まで家業の農業を営まれております。平成24年から2年間西紋営農集団長や美深町営農集団連絡協議会副会

長なども務められてご活躍をいただいているところであります。これまでの農業経営や社会のご活躍そして地域事情をよくご存じの方でおられまして公正な審査と判断が求められる固定資産評価審査委員として適任者と考えているところであります。

満場のご同意をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を省略しこれから同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することと決定をいたしました。

---

◎ 日程第11 推薦第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 推薦第1号 農業委員会の委員になるべき者の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

町長から求められています農業委員会の委員となるべきものの推薦について議会推薦の農業委員は1名とし美深町字吉野291番地4の荒谷和江さんを推進したいと思いますのご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、農業委員会の委員となるべきものの議会推薦の農業委員は1人とし荒谷和江さんを推薦することと決定をいたしました。

---

◎ 日程第12 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議員の派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

会議規則第122条の規定によりお手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思いますのご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は承認と決定をいたしました。

---

◎ 日程第 1 3 承認第 2 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 1 3 承認第 2 号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の所管事務調査の申し出です。

本件申し出の通り承認したいと思いますそのような決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定をいたしました。

---

◎ 日程第 1 4 議案第 3 4 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 1 4 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度美深町一般会計補正予算第 5 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度美深町一般会計補正予算第 5 号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては 4 月から 5 月にかけての融雪そして先日の 6 月 1 1 日の町内北部地域における豪雨、これは 1 時間雨量にして約 2 6 ミリほどあったわけですが普通河川 4 カ所の河岸崩壊と道路 1 路線で砂利の流出が発生いたしましたのでこれらの復旧にかかる費用として 9 0 0 万円を追加するものでございます。財源は全額繰越金で措置いたします。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 9 0 0 万円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 4 7 億 4 , 3 1 1 万 6 千円となるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の追加議案書の議案第 3 4 号の方をごらんいただきたいと思っております。

議案第 3 4 号 平成 2 6 年度美深町一般会計補正予算第 5 号

平成26年度美深町一般会計補正予算第5号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) これから質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番(齊藤和信君) 1点だけ教えていただきたいのですが、昨年度の繰越金を当てるということになっておりますけれども繰越金がどの程度残っているのかその1点だけお聞かせください。

○議長(倉兼政彦君) 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(川端秀司君) 行政報告で概数でお知らせいたしましたけれども繰越金で1億9,576万2,730円になります。それで今回繰越金で措置している予算額というのが6,705万1千円ですので残り約1億2,870万円ほどについては今のところ留保しているという状態でございます。

○議長(倉兼政彦君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) なければ以上で質疑を終了致します。

討論を行いますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号 平成26年度美深町一般会計補正予算第5号について採決をいたします。

議案第34号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第34号 平成26年度美深町一般会計補正予算第5号は原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第15 意見書案第2号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第15 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件の提出者は南君、賛成者は岩崎君、藤守君、藤原君です。

この際、提出者の南君から本件の趣旨について説明をいただきます。

4番 南君。

○4番(南和博君) 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充

を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

提出者は私南、賛成者は岩崎、藤守、藤原の各議員であります。

意見書案については朗読をもって代えたいと思います。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案。

わが国においてウイルス性肝炎とくにB型C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほどまん延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであるということは肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ⅠX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困窮を来している。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの医学上の認定基準が極めて厳しいため亡くなる直前でなければ認定がなされないという実態が報告されているなど現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮されていないとの指摘がされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について具体的措置が講じられていない状況にある。肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって国においては、下記事項を実例するよう強く要望する。

#### 記

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でありま

す。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので意見書案第2号について質疑を行います。  
質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案について採決をいたします。

意見書案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案は原案の通り可決し意見書を提出することと決定をいたしました。

これで本定例会に付議された案件の一切を終了いたしましたので会議を閉じます。

これで平成26年第2回美深町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 藤 原 芳 幸

署名議員 南 和 博